

# 農水知財の保護の必要性・重要性

2025年2月10日  
群馬県農業技術センター

農林水産省

# 今、何が起きているのか



# 【侵害事例 1】 種苗法違反事例 - 桃薫 -



農研機構が開発したイチゴの品種「桃薫（とうくん）」を無許諾で増殖して販売したなどとして、2名が逮捕、9名が書類送検された。

プレスリリース

## 種苗法違反事件被疑者の検挙について

× ポスト

印刷

令和6年12月3日  
農林水産省

本日、種苗法違反（育成者権侵害）の疑いで、2名を逮捕し、9名を書類送致した旨が警視庁より公表されました。育成者権者の許諾を得ずに登録品種の種苗を業として増殖・譲渡する行為は、育成者権の侵害に当たります。

### 1. 事件の概要

いちごの登録品種「桃薫(とうくん)」について、育成者権者である農研機構の許諾を得ずに増殖した苗を、フリマサイトにおいて販売するなどした疑いで2名が逮捕、9名が書類送致されました。詳細は、別添のとおりです。

別添(PDF : 1,525KB) 

# 【侵害事例 2】 日本の地理的表示産品の侵害

我が国で地理的表示（GI）として登録されている「夕張メロン」の侵害品が中国で、「万願寺甘とう」の侵害品が米国で販売されていた。

## 【「夕張メロン」の侵害事例】



静岡蜜瓜 静岡夕張玫瓏蜜瓜  
软糯甜网纹哈密瓜新鲜水果 2个

サイト : [jd.com](http://jd.com)  
生産国 : 中国

## 【「万願寺甘とう」の侵害事例】



Details about 25+ Fresh Heirloom  
Sweet Manganji pepper seeds-m 060

サイト : [ebay.com](http://ebay.com)  
生産国 : 米国

# 【侵害事例 3】 日本のブランド産品の名称の模倣

- 中国では、我が国で地理的表示（GI）として登録されている「但馬牛」を模倣したオーストラリア産の牛肉が販売されていた。
- 台湾では、台湾産の「信州味噌」が販売されていた。

【但馬屋/澳洲和牛】



生産地：オーストラリア  
価格：98元（約1,568円）

【信州味噌】



生産地：台湾  
価格：NTD79（約292円）

# 【侵害事例 4】 名称だけでなく図形やデザインも模倣



海外では、本物の商品のロゴ等を偽装し、あたかも本物と誤認するように販売しているものもある。

【侵害品】



商品名：かすがい  
販売国：マレーシア  
産地：中国

【真正品】



出典 <https://www.tsukijiichiba.com/user/product/10109>

# 【侵害事例 5】 名称だけでなく図形やデザインも模倣

海外では、認証マークを偽装、名称を一部変更することで、あたかも本物と誤認するようにして販売しているものもある

商品名：北海道オホーツケ産原料片貝帆立  
販売国：台湾  
製造国：日本と表示

【真正】



※ぎょれんシールに「北海道ぎまん」と記載

# 【侵害事例 6】 名称だけでなく図形やデザインも模倣



韓国では、日本の著名な緑茶飲料やチョコスナックと類似した名称の韓国製食品が流通している。

## 【17茶】



販売国：韓国

## 【チョコきのこ】



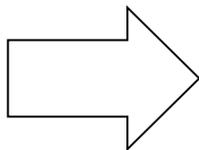
販売国：韓国

# 【侵害事例7】苗木（シャインマスカット）の流出事例

## 【国内】

- ・ シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・ 甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・ 輸出産品としての期待も高い

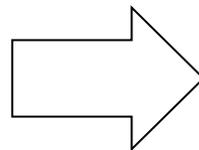
苗木が海外に流出



## 【中国】

- ・ 「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称での販売を確認
- ※ 「香印」はシャイン (xiāng yìn) と発音される。
- ・ 「香印」を含む商標の出願（香印青提、香印翡翠）が判明
- ・ 日本原産として、高値で苗木取引

生産物が更に輸出



## 【東南アジア等】

- ・ タイ市場で中国産、韓国産シャインマスカットの販売を確認
- ・ 香港市場で中国産、韓国産のシャインマスカットの販売を確認
- ・ マレーシア、ベトナム市場で韓国産シャインマスカットの販売を確認



中国産「陽光バラ」 中国産「香印翡翠」  
(約490円/パック) (約1,357円/kg)

## 【韓国】

- ・ 韓国国内でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認



タイ市場で発見された中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産「SHINE MUSCAT」

※ 農林水産省委託事業調べ（一部情報については農林水産省調べ）

# 【侵害事例 8】 冒認出願の事例（スカイベリー）

栃木県が開発したイチゴのブランド名「スカイベリー」に関連する名称が、中国で冒認出願・登録された事例。

## スカイベリーの知的財産権取得状況

### (1) 商標権

栃木県等が平成24年9月に国内で商標権を取得



### (2) 育成者権

栃木県が平成26年11月に国内で育成者権を取得

(登録品種名「栃木 i 27号」)

※ 国内販売（平成24年）から4年以上経過しているため、海外での品種登録はできない

### (3) 海外における商標権取得状況

香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアにおいて商標権を取得済

中国で、栃木県とは無関係の第三者が、「スカイベリー」の関連名称を商標登録

登録商標	出願区分	登録日	出願者
SKYBERRY	生の果物など	2016年6月28日	上海汇果电子科技有限公司
SKYBERRY	広告、商品販売など	2016年6月28日	
天空草莓	生の果物など	2016年12月14日	
天空草莓	医薬品等の販売	2016年7月21日	

※ 「天空草莓」は、栃木県がネーミングした「スカイベリー」の中国名

スカイベリーの冒認商標の登録に関しては、複数の新聞でも報道

・イチゴ「スカイベリー」日本産また“標的”

(日本農業新聞 2017.9.6 朝刊 1面)

・中国 勝手にブランド名登録

(産経新聞 2017.9.7 朝刊 3面)

しかし

# 他の品種も流出

- ・ 石川県が開発した高級ブドウの「ルビーロマン」、山梨県が開発した「ジュエルマスカット」とされるブドウが、韓国の百貨店で販売されているとの報道
- ・ 「ルビーロマン」については、韓国で既に商標登録されていたことも明らかに (2021年8月)

【ルビーロマン】



画像出典：石川県

【ジュエルマスカット】



画像出典：山梨県

これらの品種は韓国で品種登録されておらず、現地での栽培を制限することはできない状況。

# 知財からグローバルに得られたはずの利益が失われている

- 他産業では優良な知財を活用し、収益の源泉にすることは当たり前のこと。
- 農業分野では、**狭隘な日本市場のみをターゲット**としてきたことで、**多くの利益が失われている**。

## 流出品種の現状

### 1. 流出国における生産拡大

#### ブドウ「シャインマスカット」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	53,000ha	7% (2020年推定)
韓国	1,800ha	15% (2019年)
日本	1,625ha	12% (2018年)

※2020年以降、中国全体の栽培面積の10%を占めると言われている。

中国にはブドウ青果を輸出できない。  
栽培を許諾して許諾料を得ていれば  
100億円/年以上の収入見込み  
(日本並みの価格、許諾料を出荷額の3%で算定)



画像出典：旬の食材百科事典

#### イチゴ「紅ほっぺ」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	44,000ha	25% (2018~19年)

参考：日本におけるイチゴの栽培面積 5,200ha(2018年産)  
(出典) 野菜生産出荷統計

(出典) 中国・韓国:(公社)農林水産・食品産業技術振興協会調べ  
日本:平成30年産特産果樹生産動態等調査

### 2. 流出国からの輸出拡大

2019年以降、シャインマスカットの韓国からの輸出量が日本からの輸出量を上回る。

許諾料を得ていれば輸出品からのもでも9千万円/年の収入  
(韓国のブドウ輸出額34億円の89%、許諾料を輸出額の3%で算定)



タイ市場で見発見された韓国産「SHINE MUSCAT」

ライセンス契約しなかったため、無断栽培を防止できないとともに、  
本来の知財権から得られる収入が失われている

# (参考) 知財を十分に活用できなかった事例

- 日本は多くの優れた植物品種や家畜遺伝資源を開発。そのオリジナリティは、日本食の強みになっている。
- 輸出政策において日本が持っている強みを最大限に活用するためには、知的財産を活用することが不可欠。

## 不知火 (商標名: デコポン)

- ◆ 不知火は、1972年に長崎県の農林水産省果樹試験場で清見と中野3号ポンカンを交配・育成して誕生。
- ◆ 見た目が悪いとして、当時の日本では育成者権を取得しなかった。
- ◆ 韓国では「ハルラボン」という名で、済洲島の特産物として有名。
- ◆ アメリカには、1998年に種が渡り、当時はアメリカでの栽培が難しかったが、2011年にようやくカリフォルニアで生産されるようになる。“Sumo Citrus”という名で大人気。NZ等、他国にもライセンスを売買している。



“Sumo Citrus”の  
セールスポイント

- ・非常に甘い! ・大きい!
- ・剥きやすい! ・手が汚れにくい!
- ・種がない!



多くの国で栽培、ブランド化されても  
日本には利益が還元されていない事態に。

## Australia WAGYU

- ◆ 日本の和牛遺伝資源は、1998年まで、研究用・商用目的でアメリカやカナダに輸出されており、1990年には、米国に輸出された和牛遺伝資源がオーストラリアにも輸出された。
- ◆ さらに、1995年には、北海道の畜産農家がオーストラリアへの和牛遺伝資源の直接輸出を開始。
- ◆ 1989年には、オーストラリア産WAGYU産業を発展させるため、オーストラリアWAGYU協会が設立。
- ◆ オーストラリアで生産されたWAGYUは、主に韓国、中国、香港などアジアに輸出されており、国内消費はわずか。

世界の和牛輸出の大半をオーストラリア産WAGYUが占めるという事態に。

# 知的財産の戦略的な 保護・活用に向けて





## 知的財産権は“国ごと”に 取得が必要！

- **各国の権利が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、権利の効力が当該国の領域内においてのみ認められる (属地主義の原則)**
- **複数の国で特許等の保護を受けようとする者は、各国において出願を行って、権利を取得しなければならず、国の数に応じて別個の権利を複数取得することになる。**



## 権利取得は、早い者勝ち！

- **先に出願をした者が先に権利を取得**する(先願主義の原則)。
- 例えば特許権の場合、同一の発明について複数の出願があったときは、最先の出願人のみが特許を受けることができる(特許法39条)。複数の者が互いに独立して、同一の発明を完成し出願した場合に、その同一の発明について複数の特許を重複して発生させると、**法律関係が錯綜**することになることからこのような制度が設けられている。
- 先願主義は、品種登録制度や地理的表示保護制度においても採用されている。

# 農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用の必要性

## 日本の農林水産物・食品の強みの源泉は知的財産

- ✓ 優良な品種や家畜遺伝資源
- ✓ 高い生産・製造技術
- ✓ 伝統・文化に支えられた特有の「食」

## 日本の農林水産物・食品は世界で高評価

模倣・侵害、データ流出等のリスク

市場の拡大、「稼ぎ」の増大の可能性

➤ ピンチとチャンスが同居

## 日本の農林水産・食品分野は知的財産に無頓着

- ✓ 品種、技術の開発は篤農家や公的機関が担い、地域農業への普及が重視されてきた
- ✓ 価値観、文化・教育、商慣行を共有する国内市場が専らターゲットとされてきた

➤ 知的財産を「財産」や「権利」と捉える意識も、見える化、ブランド化して付加価値を高める発想も希薄。知的財産マネジメントの能力は総じて高くない。

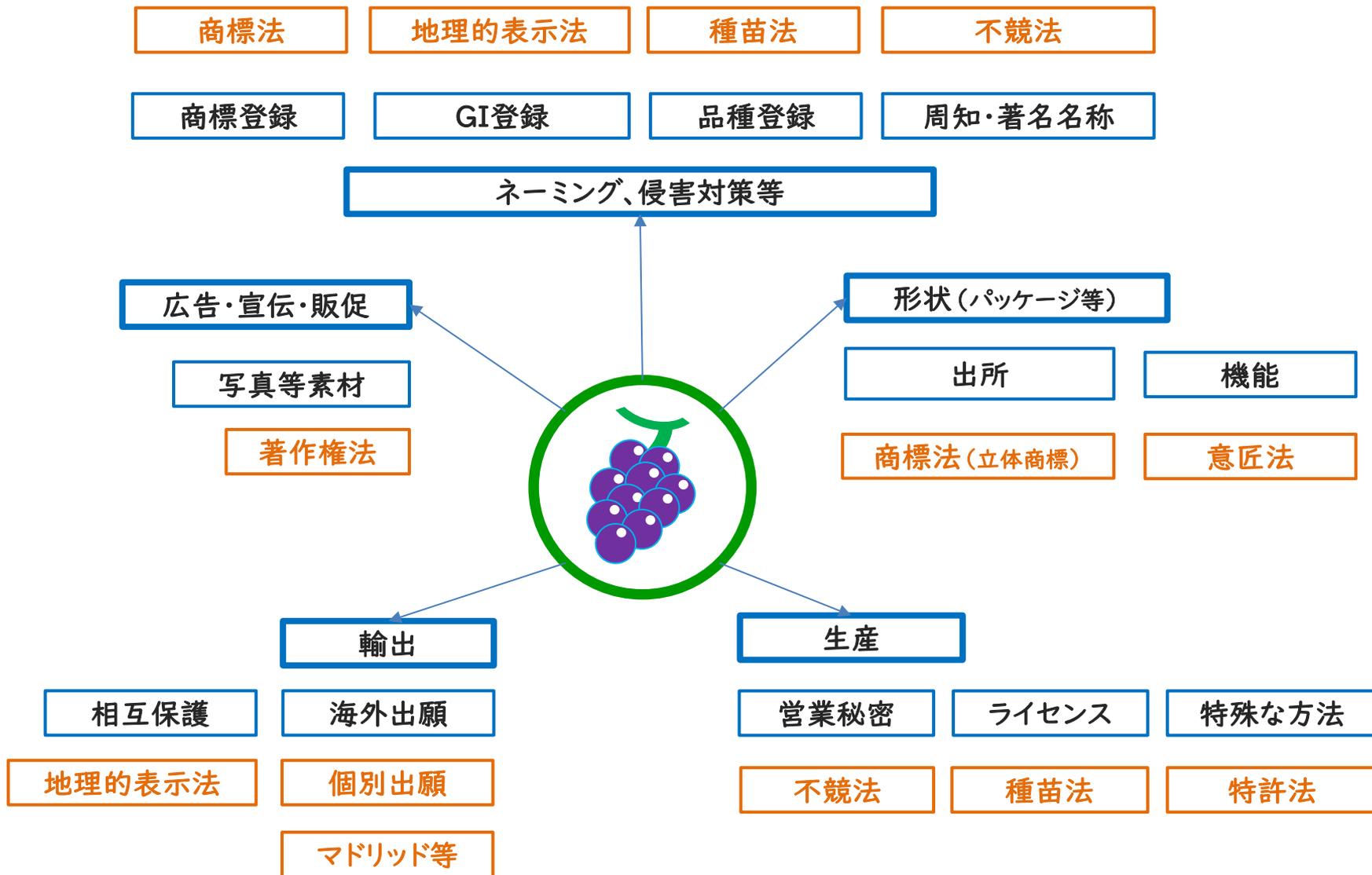
グローバル化・デジタル化が進む中、我が国が競争力を発揮していくためには、これらを知的財産として戦略的に保護・活用していくことが必須

(食料・農業・農村基本法においても、知的財産の保護・活用の推進を明確に位置付け)

# 農産品と 知的財産の関わり

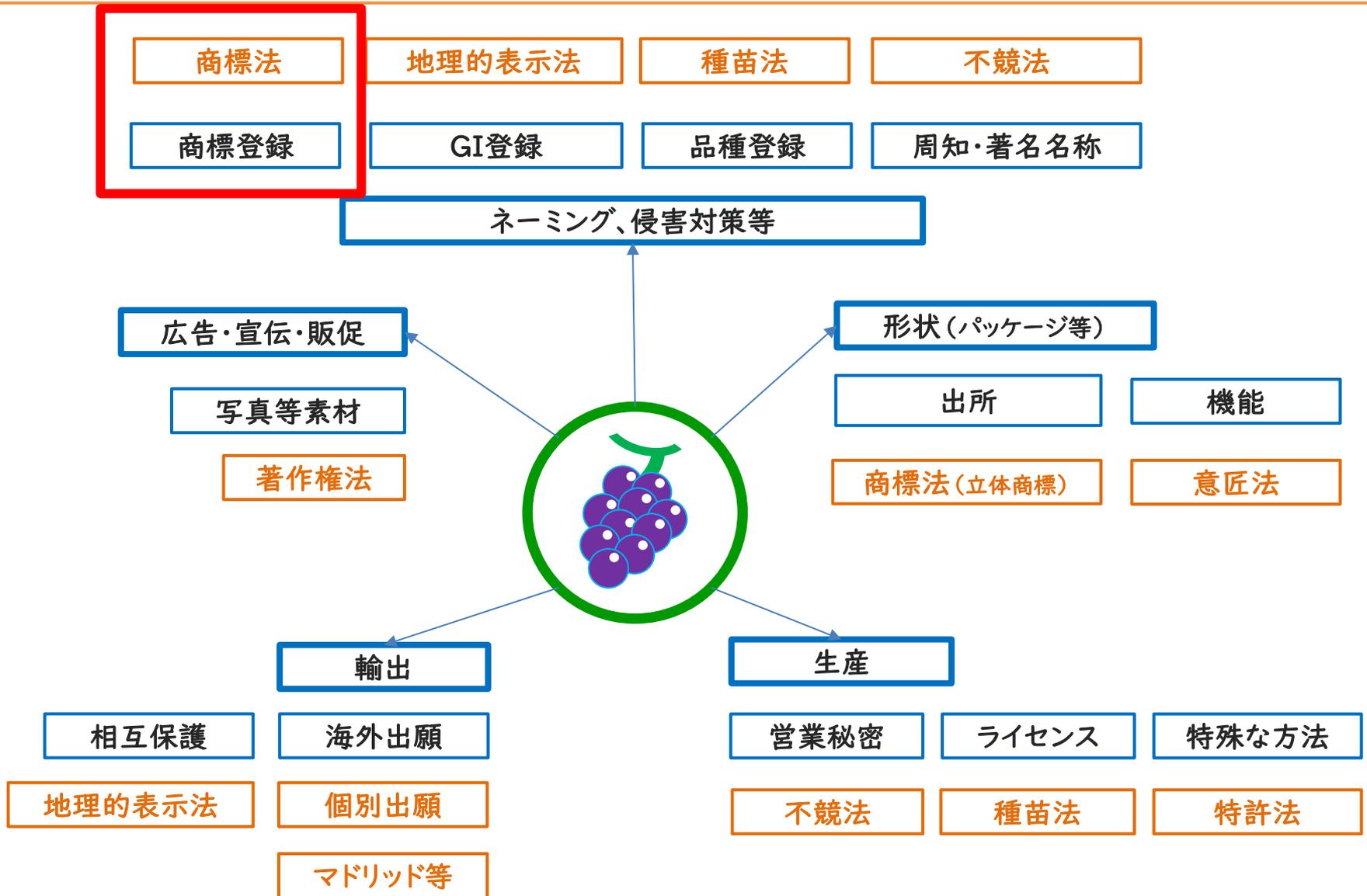


# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 商標権

商標とは、事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものとして**区別**するために使用するマーク（識別標識）。  
商標法において、「文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」とされており、単純な文字や図形に限らない。

## <商標の一例>

### 通常商標(文字)

第1121930号

権利者: 全国農業協同組合連合会

指定商品: 食肉、卵、野菜、果実、べんとう等

### 通常商標 (図形+文字)



第5756405号

権利者: 農林水産省輸出・国際局長

指定商品・役務: 食肉、果実、飲食物の提供等

### 色商標



第5933289号

権利者: 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

指定役務: 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等

### 立体商標



第6031305号

権利者: 株式会社明治

指定商品: チョコレート菓子

### 音商標



第5953610号

権利者: ハナマルキ株式会社

指定商品: 即席みそ汁等

### 位置商標



第5873740号

権利者: 日清食品ホールディングス株式会社

指定商品: カップ入りの具およびスープ付きの即席麺等

# 商標の「き」「ほ」「ん」 (特許庁)

## 商標の「き」「ほ」「ん」 ～これだけは押さえておきたい3点～

### 【基本の「き」】

商標とは次の2点を満たすものを指します。

- (1) **事業者が使用するマーク**
- (2) **自己の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマーク**



ばてまる社の  
マーク



JPO社の  
マーク

### 【基本の「ほ」】

商標権 = 「マーク」 + 「使用する商品・サービス」のセットで登録される。

※マークだけを登録しているわけではない。



+ 【第12類】自動車

【第12類】自動車 においては、  
ばてまる社の商標



+ 【第43類】宿泊施設の提供

【第43類】宿泊施設の提供 においては、  
○×社の商標

### 【基本の「ん」】

商標権を取る主なメリットは2つあります。

- (1) 商標権を取得しておくことによって、自分の商標として使い続けることができる。
- (2) 自分の登録商標もしくはそれと似たような商標を使っている人に「使うな！」と言える。  
(指定商品・指定役務について独占することができる。)

特許庁HPから引用 ([初めてだったらここを読む～商標出願のいろは～ | 経済産業省 特許庁](#))

# 商標権の効力



商標権の効力は、

- ① マークと商品・サービスが同一のもの
- ② ①だけでなく、それぞれに類似するもの まで及ぶ！

## 商標権者が有する権利

### 専用権

自分がそのマーク（登録商標）を商品やサービスに使用することに対してを独占的に使用する権利

### 禁止権

他人の使用・登録を排除等することができる権利

商標登録することで第三者に無断で登録・使用させない！

## 権利が適用される範囲



# 地域団体商標

通常、「地域名 + 商品（サービス）名」の組み合わせからなる文字商標は、「全国的に周知」となっていなければ登録できないが、「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度。

地域団体商標 = 「地域の名称」 + 「商品（サービス）名」

(例)

【有田みかん】



【宇治抹茶】

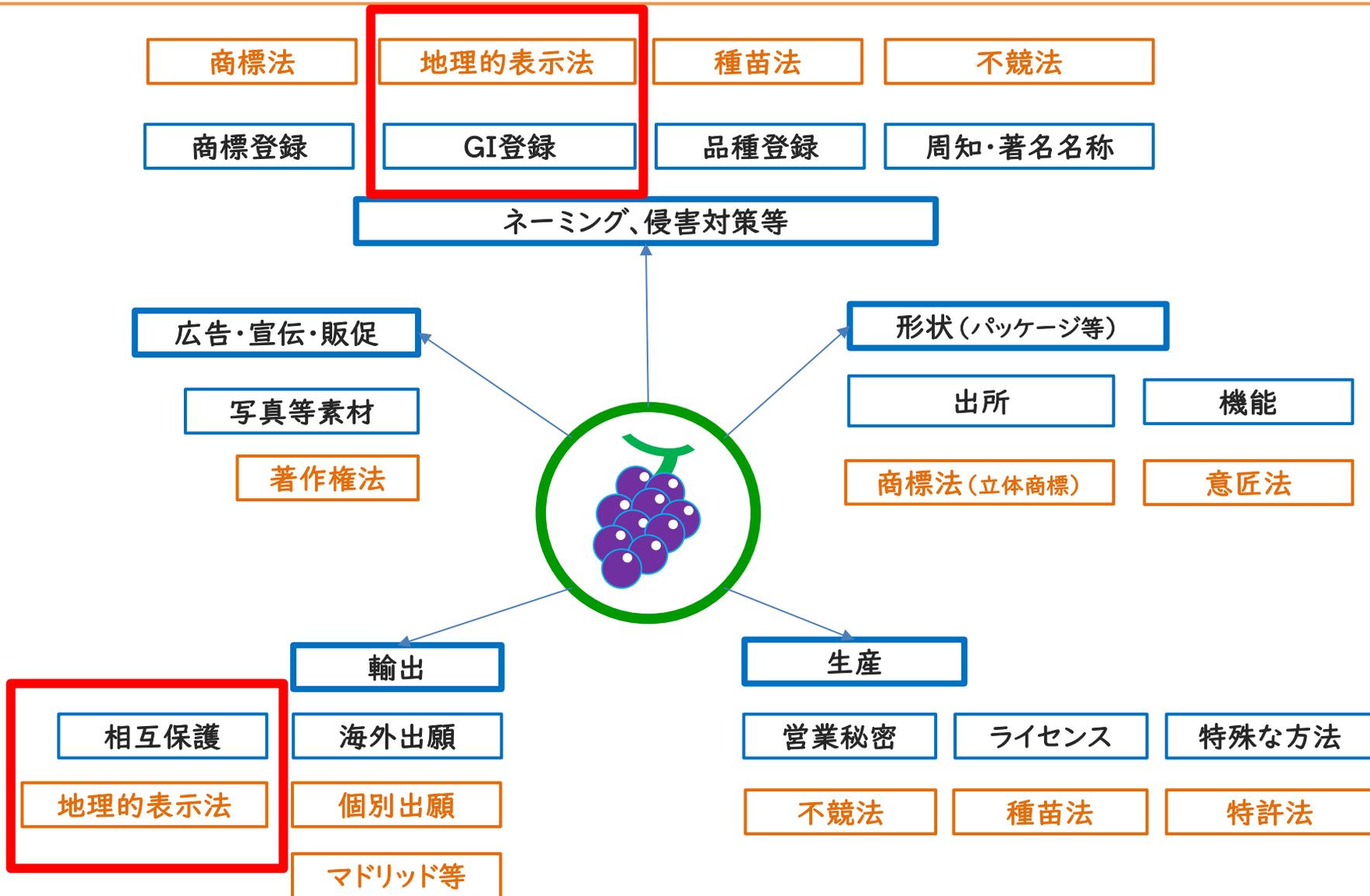


## <登録要件>

- ① 出願人が主体要件を満たしていること
- ② 商標の構成要素を満たしていること
- ③ 地域との密接関連性を有していること
- ④ 周知性の要件を満たしていること

特許庁 地域団体商標検索ページより引用

# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 地理的表示保護制度とは

- 地理的表示 (GI : Geographical Indication) とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いている ということを特定できる名称の表示をいい、1900年代初頭にヨーロッパで創設。
- 地理的表示保護制度は、WTO協定の附属書の一つであるTRIPS協定においても知的財産の1つとして位置付けられ、世界100カ国を超える国で保護。

## 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)

〔WTO協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (平成6年条約第15号) 附属書1C)〕

- TRIPS協定における定義 (第22条1)

「地理的表示とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

## 諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

アジア	中東	欧州 (EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	18か国	(27か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター (WTOと国連貿易開発会議 (UNCTAD) の共同設立機関) 調べ (平成21年)

## EUの地理的表示保護制度のマーク

(<http://eumag.jp/issues/c1013/>)



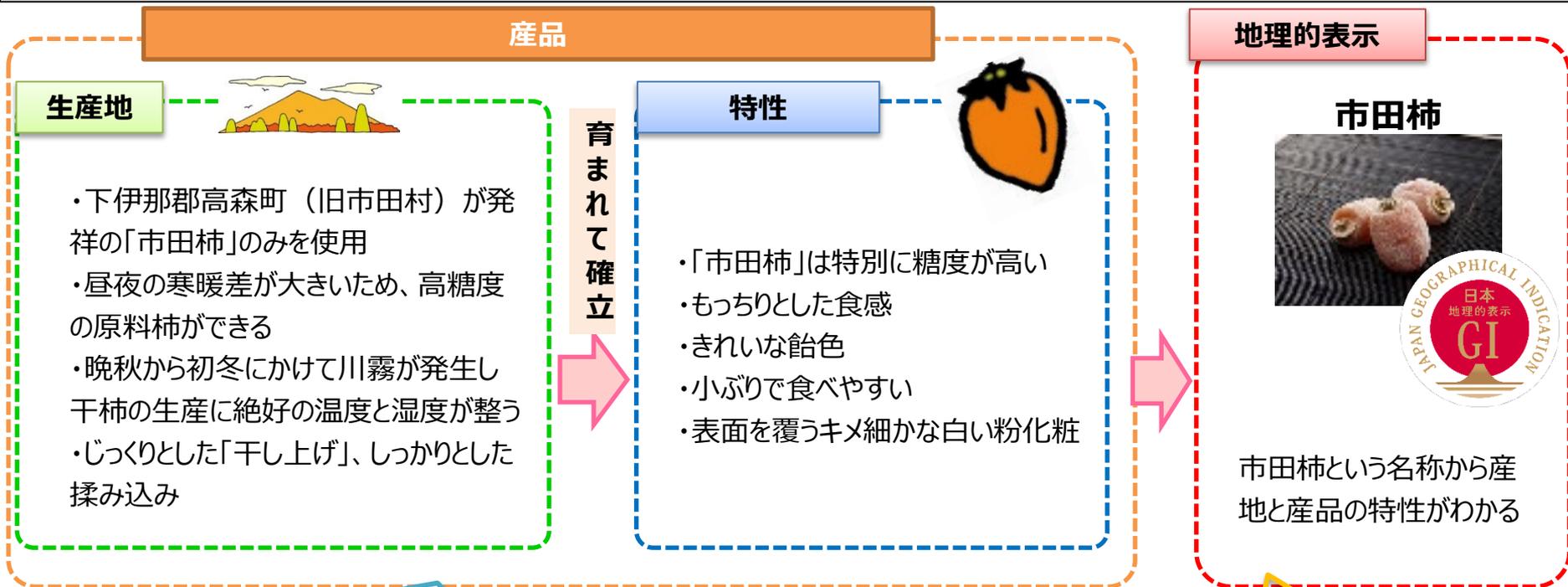
PDO (原産地呼称保護) : 特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



PGI (地理的表示保護) : 特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

# 地理的表示（GI）保護制度概要

- GI制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。外国との相互保護や模倣品対策の充実に、海外においても保護。
- ビジネスにおいては、地域と結びついた製品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、国による登録やGIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツール。



- 地理的表示は、生産者団体が製品について登録を受け、構成員が使用。登録内容は明細書に記載。
- 登録を受けた生産者団体は、構成員が行う「生産」が、明細書に適合して行われるよう、必要な指導・検査等を実施（生産行程管理業務）。

- 登録された地理的表示が不正使用された場合には、行政が取締り。

# 地理的表示（GI）保護制度概要

- 我が国では「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）」（平成26年法律第84号）に基づき、地理的表示（GI）を保護。

## 制度の大枠

- ① 地域ならではの要因と結び付いた特性を有する産品について、生産地や特性とともに、農林水産大臣が登録。  
（登免税として9万円要。更新料は不要）
- ② 生産地や生産方法等の基準を満たす産品を生産する生産者団体の構成員及びその産品を販売等する者は、地理的表示及びGIマークを使用できる。  
※ 登録内容を満たす産品を生産する地域の生産者は、登録団体への加入等により、地理的表示を使用可能。
- ③ 地理的表示の不正使用は行政が取締り。

## 効果

- 登録産品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 国による取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。  
ブランド価値を守れる。
- 海外との相互保護の取決めのある国においても保護される。



- 地域と結び付いた産品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。

- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

# 登録標章（GIマーク）

- GIマークは、登録された製品の地理的表示と併せて使用することができ、GI法上登録された製品であることを証するもの。

## GIマーク



GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や、伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

なお、GIマークの使用は、上のカラー使用が一般的ですが、白黒やモノトーンでの使用も可能です。

## GIマークの活用

▶ GIマークはGI産品に使用可能。主要な輸出先国等においてGIマークの商標登録出願中。

※ ミャンマー、ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU、インド、カナダ、タイ、インドネシア  
については商標登録済  
(中国では著作権として登記済)

<令和3年10月末現在>

▶ 輸出先国等で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

# GI登録状況

GIの登録の現状 令和6年8月27日現在 全国148産品が登録

農林水産省  
輸出・国際局

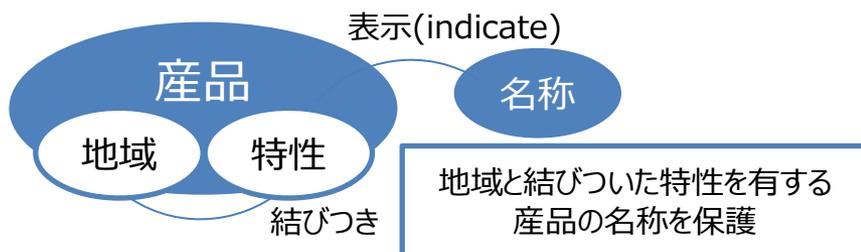


平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国150産品が登録。  
この他、プロシュット ディ バルマ (イタリア)、ルツクガン ライチ (ベトナム)、ピントウアン トラゴンフルーツ (ベトナム)、  
ドイトンコーヒー (タイ)、ドイチャンコーヒー (タイ)、フアイムン・バイナップル (タイ) も登録されている。

# 地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違い

- どちらも産品の名称を保護するものであるが、根本的な考え方が異なる。産品を取り巻く状況に応じ、**いずれかの制度を選択し、又は両者を組み合わせて**利用することが可能。

## 地理的表示保護制度

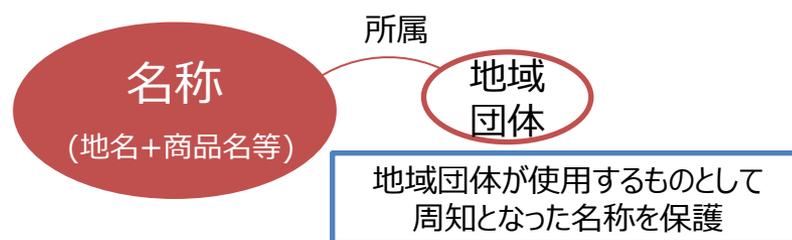


地域共有の財産として保護  
産品の生産方法等の基準を登録  
生産者団体の事後追加も可

### 行政が取締り

不正表示（類似表示を含む）を行政が監視・取締り  
（構成員の管理は登録団体が行う必要あり）

## 地域団体商標制度



地域団体の財産(権利)として保護  
産品の基準等は不問  
通常使用権を許諾可能

### 自己で権利行使

ブランド戦略等に応じて自己で監視・権利行使  
損害賠償請求も可

## その他の主な相違点

農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）

対象

全ての商品・サービス

生産・加工業者を構成員に含む団体  
法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能

申請主体

事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、NPOに限る

生産地特有の要因が特性と強く結び付いていること

主な要件

一定の需要者に認識されている必要（周知性）

地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が  
実現した際には、当該国においても保護される

海外での保護

各国に個別に登録を行う必要

# 農林水産知的財産保護コンソーシアム～地理的表示に関する監視調査～

## 地理的表示に関する不正使用調査

- 日本地名・地理的表示の不正使用を調査
- 世界の主要なネットショッピングサイト約170を検索
- GI登録又は公示された製品の地名

### 地理的表示の使用

日本品種阿露絲洋香瓜  
 夕張洋香瓜 蝦皮  
 (夕張メロン)  
 生産国：台湾  
 サイト：shopee.tw



紅餅吊柿餅 霜降柿餅 牛心柿  
 市田柿餅 臨胸柿餅出口品質  
 生产厂家  
 (市田柿)  
 生産国：中国  
 サイト：1688.com



PSlice Master Kobe Beef Wagyu  
 MB 8 9 di Healthywagyu  
 Jakarta Utara Kondisi BaruMin  
 Pemesanan 1 BuahEtalase Slice  
 Beef  
 (神戸ビーフ)  
 生産国：アメリカ  
 サイト：tokopedia.com



### 地名部分の使用

Natural Kishu Green Plums  
 250g\*2 Sweet and Sour  
 Green Plums Crisp and  
 Refreshing Plums Leisure  
 Snacks Candied Bags  
 (紀州)  
 サイト：lazada.com.ph  
 生産国：中国



Bibit mangga miyazaki asli  
 (宮崎)  
 サイト：shopee.co.id  
 生産国：インドネシア

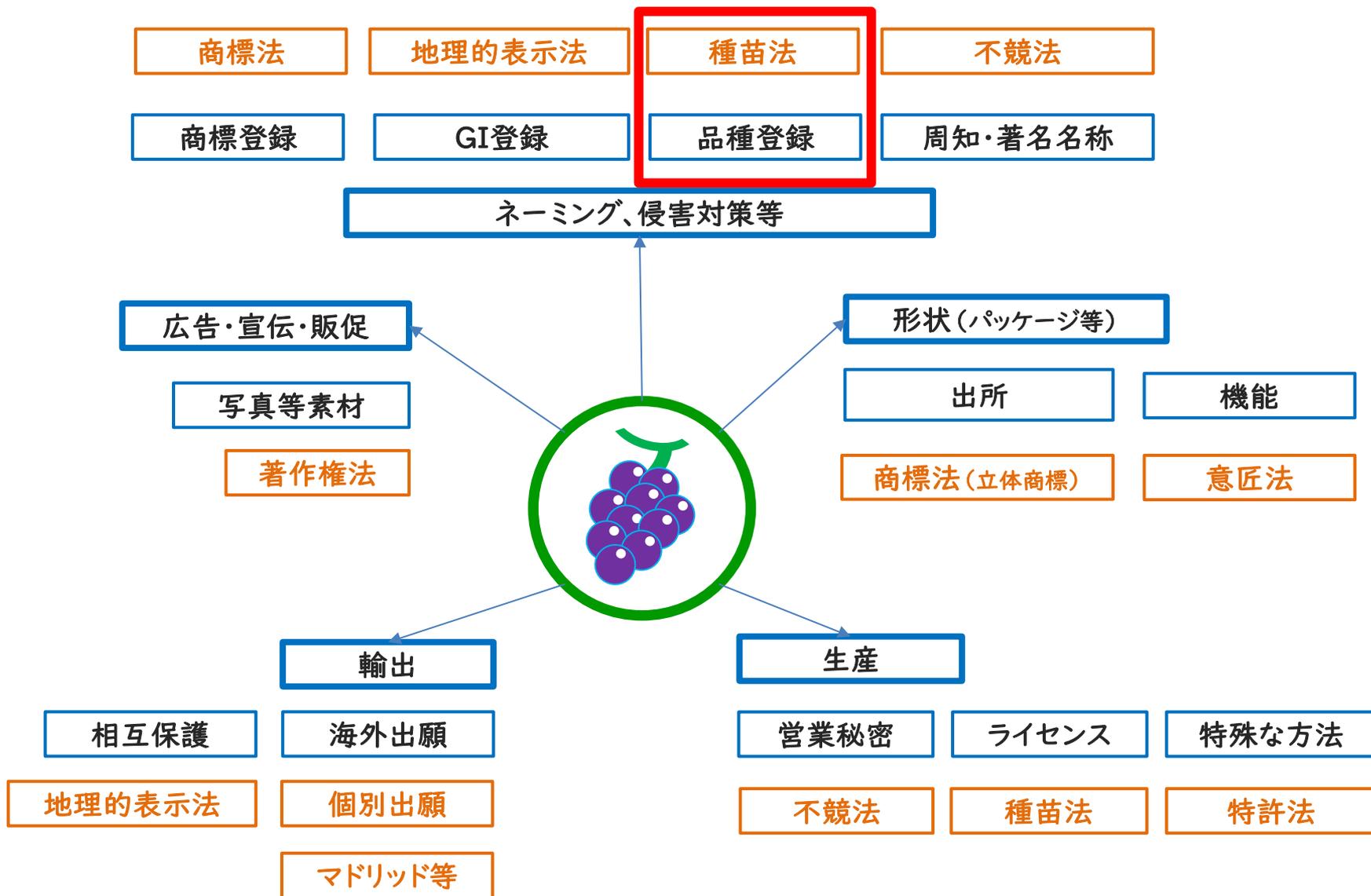


### ECサイトにおける不正使用調査結果

調査年度	件数
2023年度	1,242
2022年度	1,135
2021年度	1,029
2020年度	1,378

引用：地理的表示 (GI) の保護制度の監視業務に関するレポート

# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 品種登録制度の概要

- 新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

育成者（新品種を開発した者）

## 育成者権者

- 登録品種の「種苗」、「収穫物」「加工品」を、業として利用する権利を専有
- 権利の存続期間：最長25年（果樹等木本の植物は最長30年）

出願

農林水産省  
知的財産課  
審査  
↓  
登録

権利付与

登録の要件

- ・区別性
  - ・均一性
  - ・安定性
- これらを判定するための栽培試験は種苗管理センターで実施
- ・未譲渡性(最初の譲渡から1年以内。外国においては4年(果樹等木本は6年)以内。)
  - ・名称の適切性

許諾料

許諾

侵害への対応

利用者

無断利用者

※育成者権者や利用許諾を受けた者から譲渡された種苗等の利用に権利は及ばない。ただし、以下の場合においては、例外として権利が及ぶ

- ・UPOV条約非加盟国及び海外持出制限の届出によって持出可能と指定された国以外への輸出
- ・国内栽培地域指定の届出によって栽培可能と指定された地域以外での栽培
- ・種苗の増殖(自家増殖を含む)

## 民事上の請求

- ・差止請求  
侵害の停止・予防、侵害物等の廃棄を請求
- ・損害賠償請求、不当利得返還請求
- ・信用回復の措置の請求  
業務上の信用を回復するのに必要な謝罪広告の掲載等を請求

## 刑事罰

- ・懲役又は罰金  
個人：10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科可能）  
法人：3億円以下の罰金

## 関税法による措置

税関において、育成者権侵害物品の輸出入を取り締まり

※一般品種(登録期間が過ぎて育成者権が消滅した品種、過去に登録されたことのない品種及び在来種)は自由に利用可能

特性表との比較により侵害の立証が可能  
(推定規定・判定制度)

# 海外持ち出しにかかる育成者権の消尽の特例（海外持出制限）

育成者権の消尽による権利者の意図に反する持ち出しを制限するため、以下の手続きを経た場合に育成者権は有効となる。

- 出願者が**品種登録出願時**に
  - ① UPO加盟国のうち、品種の保護が図られないおそれがない国（「**指定国**」）を指定し、
  - ② **指定国以外の国への種苗の持ち出しを制限**する旨の利用条件を農林水産省に届け出ること、一旦育成者権者等により譲渡された種苗の保護国への輸出であっても、**指定国以外の国への種苗の輸出等(※)**に育成者権が及ぶこととなる。
- 「**指定国なし**」と届出を行うことで、**全ての国への輸出について育成者権が及ぶ**。

(※) 種苗を輸出する行為及び最終消費以外の目的をもって収穫物の輸出をする行為。

## 留意点

- ① 持出制限は出願時に届出が必要。事後的な追加は不可。
- ② 持出制限とは、育成者権者による輸出の差止め請求及び損害賠償請求を行えるということであり、持出制限は行政による処分ではない。
- ③ 「**属地主義**」により、持出制限は海外での栽培差止めには使えない（海外での品種登録が必要）

（育成者権の効力が及ばない範囲）

第二十一条

2 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為(※)により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(※) 「前項各号に掲げる行為」：試験又は研究のためにする品種の利用等の、育成者権が及ばない行為

## UPOV非加盟国の扱い

UPOV非加盟国への種苗の輸出については、全ての場合において個別の許諾が必要

UPOV非加盟国には国際ルールに基づく品種保護制度がない

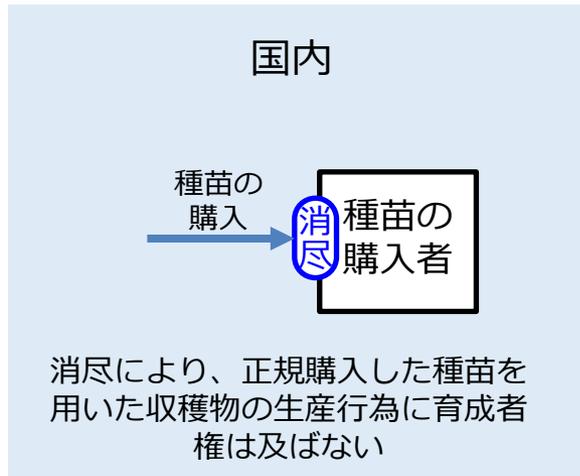
# 国内の指定地域外での栽培にかかる育成者権の消尽の特例

- 出願者が**品種登録出願時**に
  - 出願品種の産地を形成しようとする地域を「**指定地域**」として指定し、
  - 指定地域以外の地域での**収穫物の生産を制限**する旨の利用条件を農林水産省に届け出ることによって、一旦育成者権者等により譲渡された種苗等であっても、**指定地域外での収穫物（繁殖の用に供されないもの）の生産（栽培）には育成者権が及ぶ**こととなる。

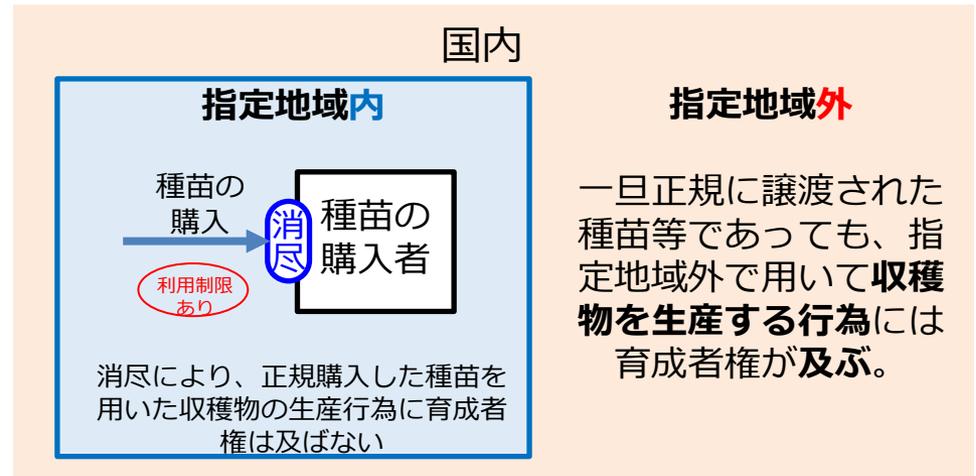
## 留意点

- 出願時に届出が必要。品種登録公示後に地域の追加及び制限の撤廃は可能。事後的に指定地域を狭めることはできない。
- 特定の地域に栽培を限定することで、産地形成を進めることを目的としているため、「指定地域なし」とする届出を行うことは認められない。

## 栽培地域の制限届出なし



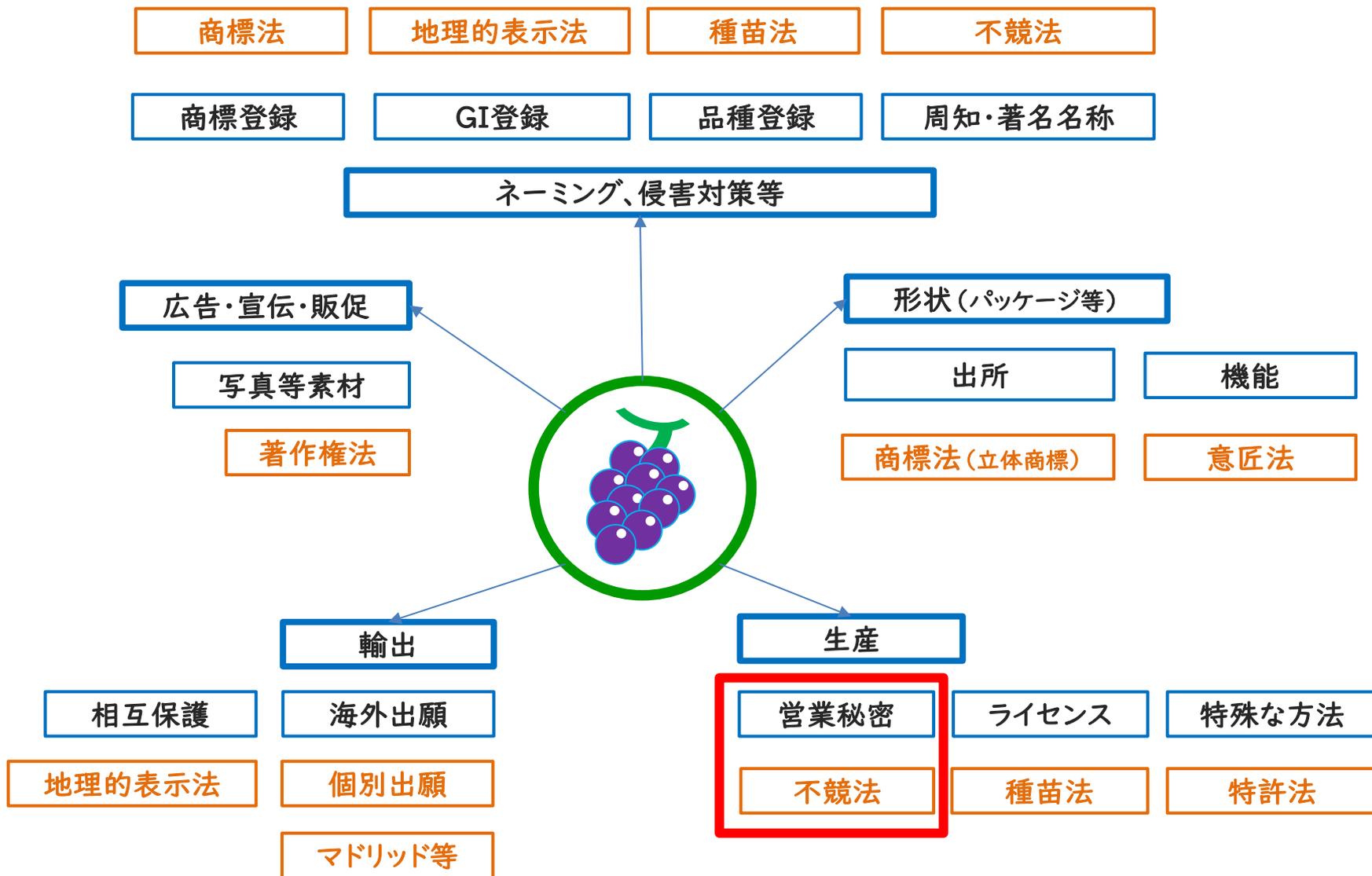
## 栽培地域の制限届出あり



利用制限あり

利用制限の届出がされた登録品種については、種苗の譲渡等をする者は、利用制限が付されている旨及び利用制限の内容について種苗に表示する義務を負う。（新法第21条の2第5項、第6項）

# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 生産技術・ノウハウも知的財産

- 農業現場には、熟練農家の優れた技術・ノウハウや栽培データ等の重要な知的財産が多く存在しているが、これらをどのように保護すべきかが必ずしも明確ではなかった。
- 技術やノウハウ等は我が国の農業における強みの源泉であり、失われたり、海外に流出したりすることにより、我が国農産物の優位性が失われるおそれ。

## ◆農業現場における様々なノウハウ



# 営業秘密

- 不正競争防止法では、研究・開発や営業活動の過程で生みだされた生産の方法、ノウハウ等を「営業秘密」として保護。
- 「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の3要件を全て満たした場合には、同法による保護を受けられる可能性。

## ➤ 営業秘密の3要件

### 要件1：秘密管理性

秘密として管理されていること

→ その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされている必要。



### 要件2：有用性

有用な営業上又は技術上の情報であること

(例：設計図、製法、製造ノウハウ、顧客名簿、仕入れ先リスト等)

→ その情報が事業活動が利用されることによって経費節約、経営効率の改善などに役立つものであること。現実に利用されていなくても構わない。

### 要件3：非公知性

公然と知られていないこと

→ 保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

- 上記の3要件を全て満たした場合、「**営業秘密**」として保護される可能性。
- 農業分野では、①屋外で栽培が行われること、②農協の生産部会のように複数メンバーで情報共有されること等から、3要件のうち特に「秘密管理性」の充足が議論となりやすい。

# データは宝の山

○ データには多くの貴重な情報が含まれる。使い方次第で可能性は無限大。

➤ **暗黙知状態の生産技術・ノウハウ**

データの加工・分析により、熟練農家の暗黙知も形式知化が可能になり、後継者等への伝達も容易になる。

➤ **生産の高度化（生産性向上、高品質化）に関する情報**

作業の合理化による生産性の向上、栽培管理の精緻化による品質の向上、自動化による省力化が可能になり、収益の改善につながる。

➤ **営業上の秘密**

財務状況や顧客リスト、取引先情報などの経営上のデータも安定的な業務運営に不可欠なものであり、重要な秘密。



# 「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」 (令和4年3月)

- 近年、我が国の農業分野の知的財産の重要性への認識が高まり、種苗法改正、和牛遺伝資源の保護などの制度整備がなされたが、**農業現場における優れた栽培・飼養技術やその他のノウハウ等の知的財産（以下、「技術・ノウハウ等」）を保護する仕組みが残された課題**となっている。
- 農業分野の技術・ノウハウ等について、不正競争防止法の営業秘密の枠組みを活用した保護を進めるため、その際の留意点等をわかりやすくまとめた**「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」を策定**。
- ガイドラインは以下のⅠ～Ⅴにより構成されており、理論的な整理に加え、現場で実際に営業秘密の保護に取り組めるよう、**必要な措置をまとめた「マニュアル」を整備**。

## Ⅰ ガイドライン策定の趣旨

## Ⅱ 営業秘密管理指針の農業分野への当てはめ <理論編>

## Ⅲ 営業秘密の基礎的管理マニュアル <実践編>

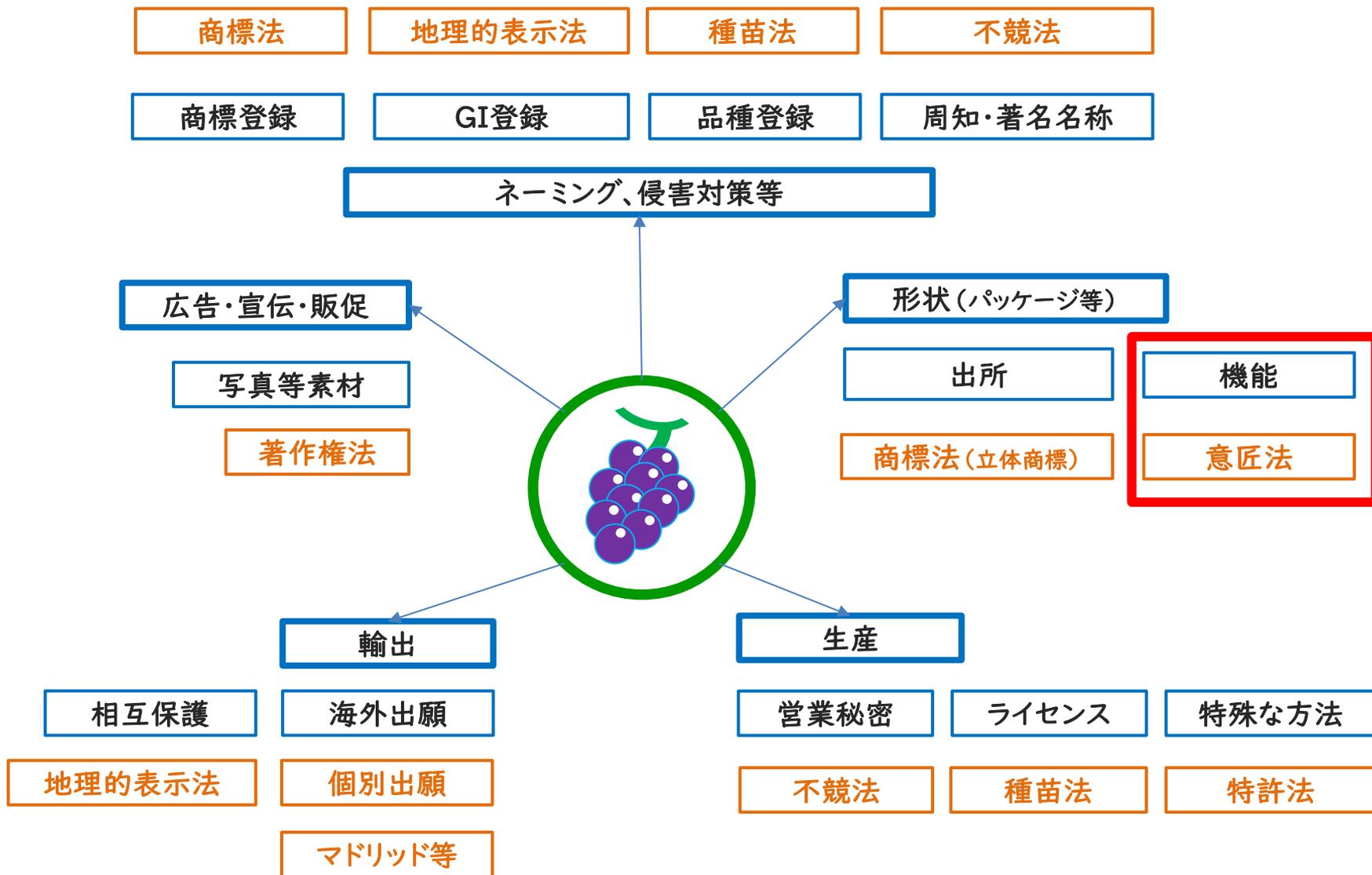
## Ⅳ 今後の農業分野における技術・ノウハウ等の保護・活用に向けて

## Ⅴ 事例集

ガイドラインはこちらから → <https://pvp-conso.org/842>



# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 意匠制度の概要

- 形状、模様、色彩といった視覚に訴える意匠(デザイン)の創作を保護。
- 2019年の法改正で、物品に加えて、画像・建築物・内装も保護の対象に。

## 【保護対象】

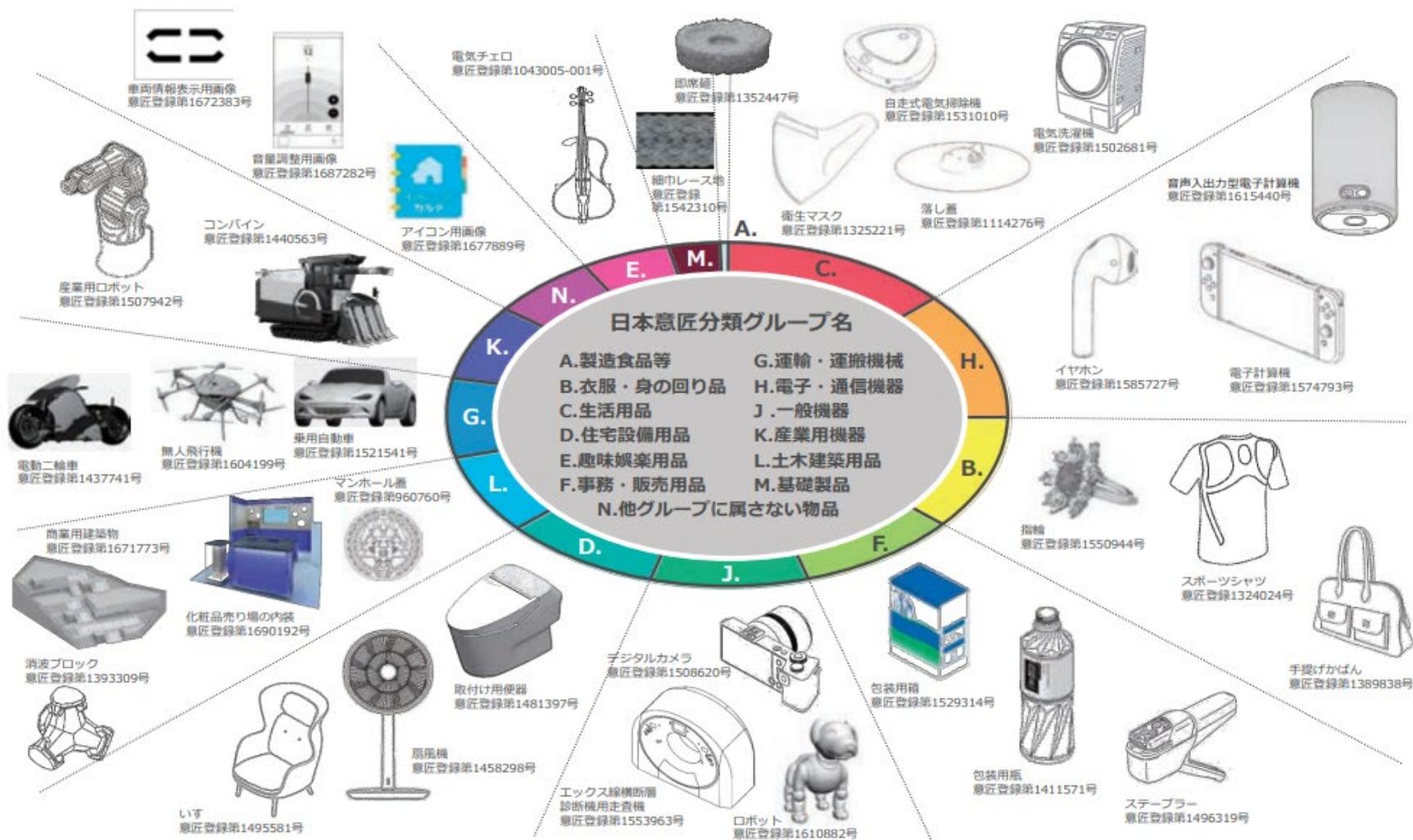
- ① **物品**の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合
- ② **建築物**の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合
- ③ **画像**（機器の操作の用に供されるもの、機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）  
であって、**視覚**を通じて**美感**を起こさせるもの

## 農林水産業・食品産業分野での意匠の活用事例

- 農機具（小型の器具～トラクター）のデザイン
- 加工食品（農産物、お菓子）



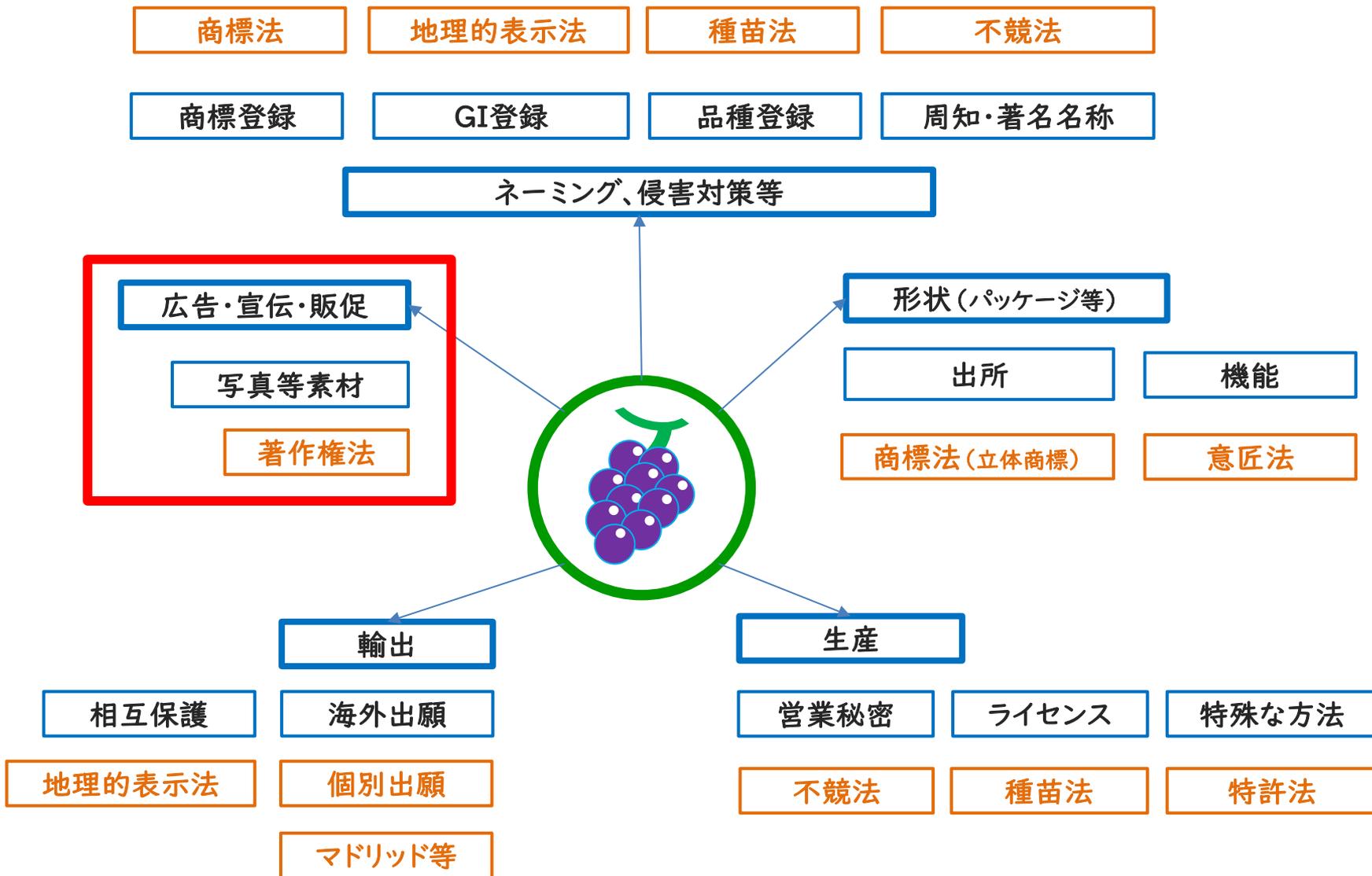
# 意匠の保護対象



※上記の図は、意匠の登録例を日本意匠分類グループ毎に示したものです。グループ毎の比率は2023年の意匠出願件数に基づいています。

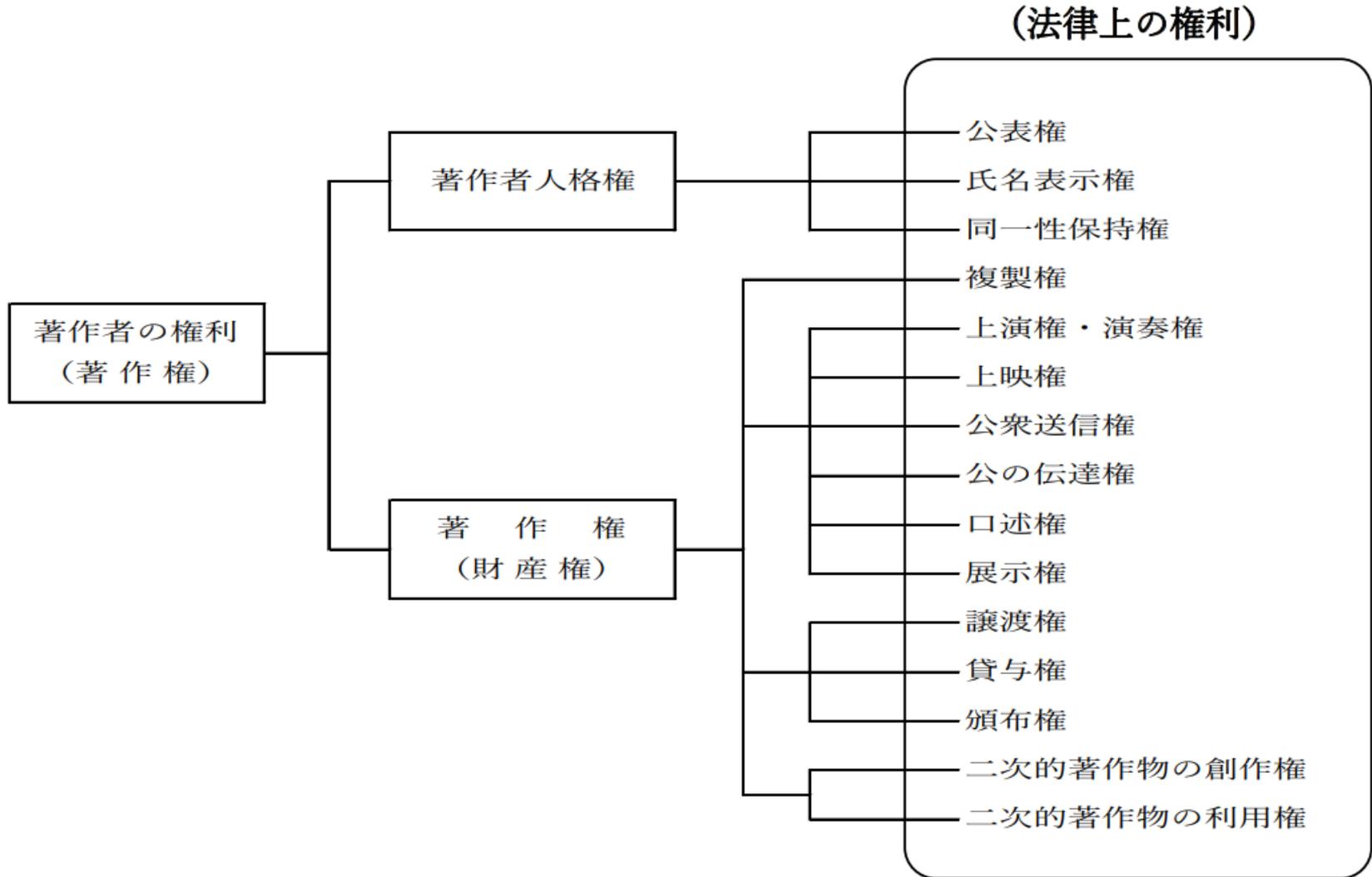
引用：「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」（特許庁）

# 農産品と知的財産の関わり



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 著作権



出典：著作権テキスト 令和6年度版

# 著作権



## ◆ 著作物の一覧

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞、舞踊、バレエ、ダンスなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置、茶碗、壺、刀剣等
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

# 著作権の侵害への対応



## ◆ 著作権侵害

他人の著作物を、

- ① 権利者から許諾を得ず、
- ② 権利制限規定に該当しない

にもかかわらず利用した場合は著作権侵害

## ◆ 著作権侵害の要件

裁判例では類似性と依拠性の両方を満たすことが必要

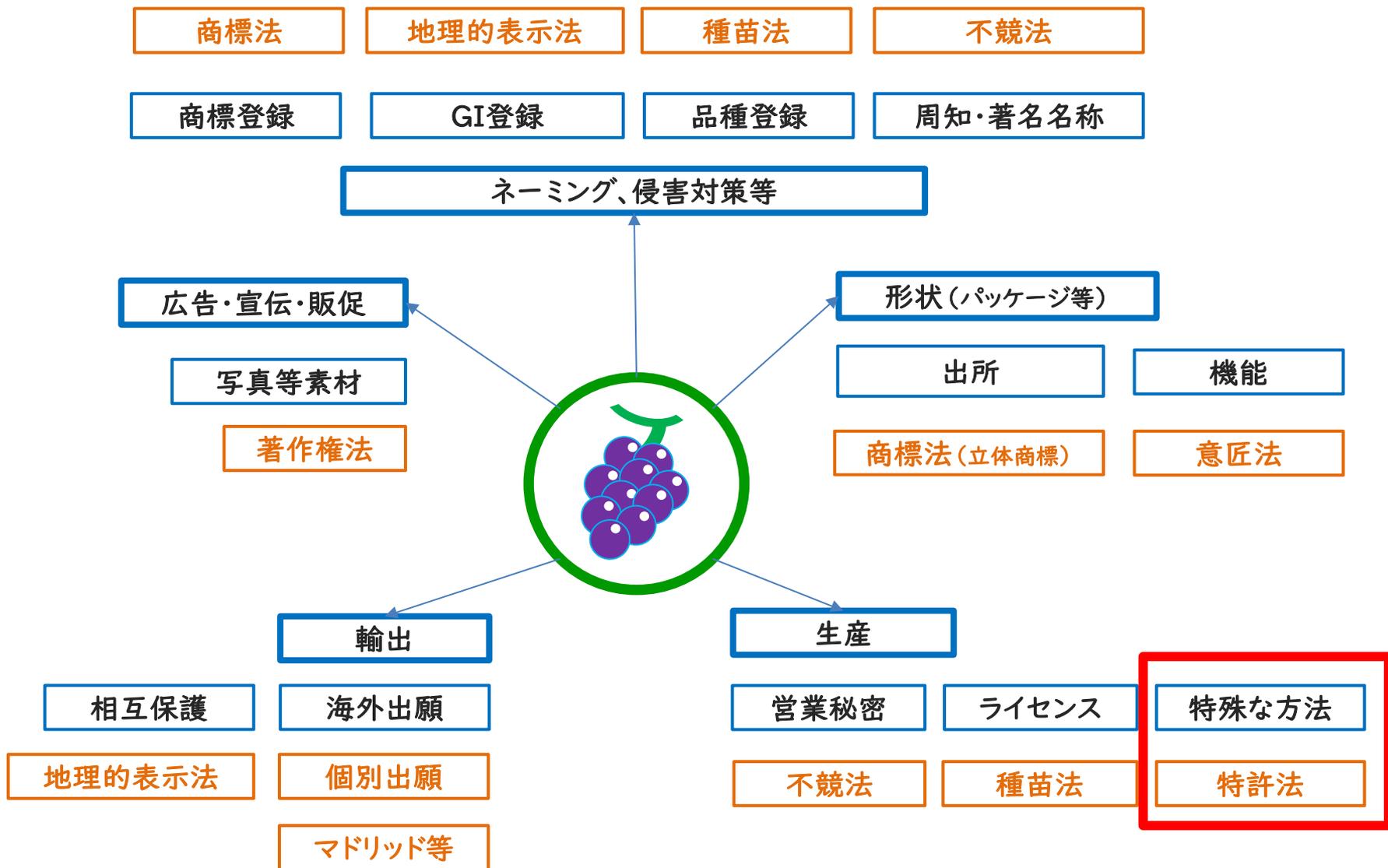
- ① 「後発の作品が既存の著作物と同一、又は類似していること」  
(類似性)

- ・ 類似性は、著作物の本質的な特徴を直接感得できることが必要。  
アイデアや創造部分でない部分の類似性は侵害にはならない。

- ② 「既存の著作物に依拠して複製等がされたこと」 (依拠性)

- ・ 依拠とは、既存の著作物に接して、それを自己の作品の中に用いることをいう。
- ・ 既存の著作物を知らず、偶然に一致したに過ぎない、「独自創作」は依拠性が認められない。

# 農産物に関する知財概観



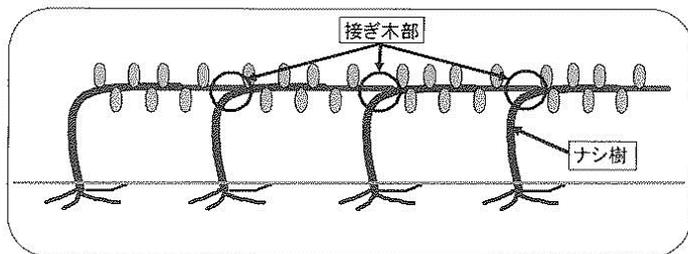
その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 特許権

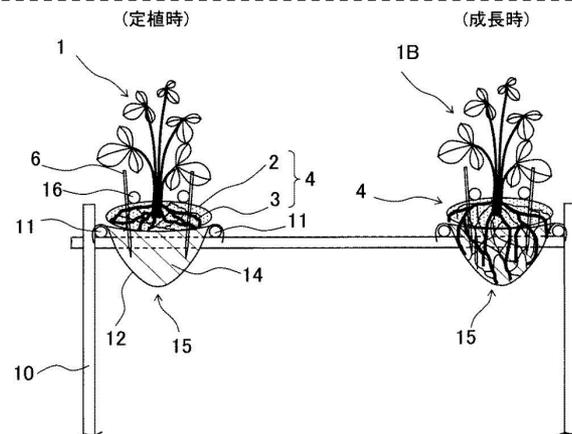
## 特許法

- ・ 目的：発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与
- ・ 保護対象：発明（物の発明・方法の発明）
- ・ 登録の要件：①産業上利用可能性②新規性③進歩性

例えば、梨の栽培に関して、接ぎ木により早期多収化を図る発明（特許第4895249号公報）、いちごの栽培に関して、不織布を用いたバッグ2、栽培層15により、定植等の省力化と、培土の少量化を図る発明（特許第5152869号公報）などがある。  
そのほか、栽培にあたって遮光を条件とする発明なども存在。



樹木の樹体ジョイント仕立て法  
(出典：特許第4895249号公報)

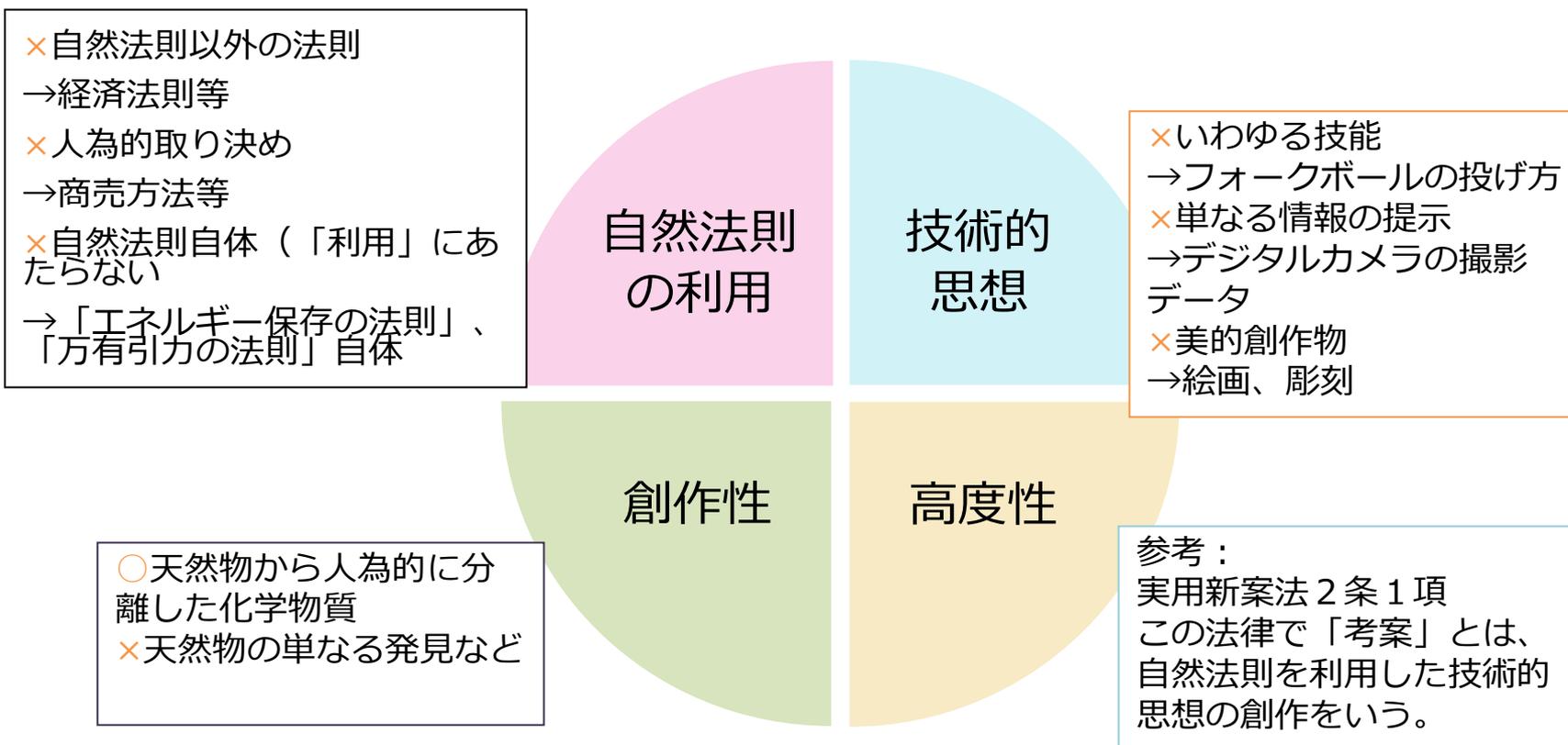


イチゴ苗の養成方法、及びイチゴ栽培方法  
(出典：特許第5152869号公報)

# 特許法における発明とは

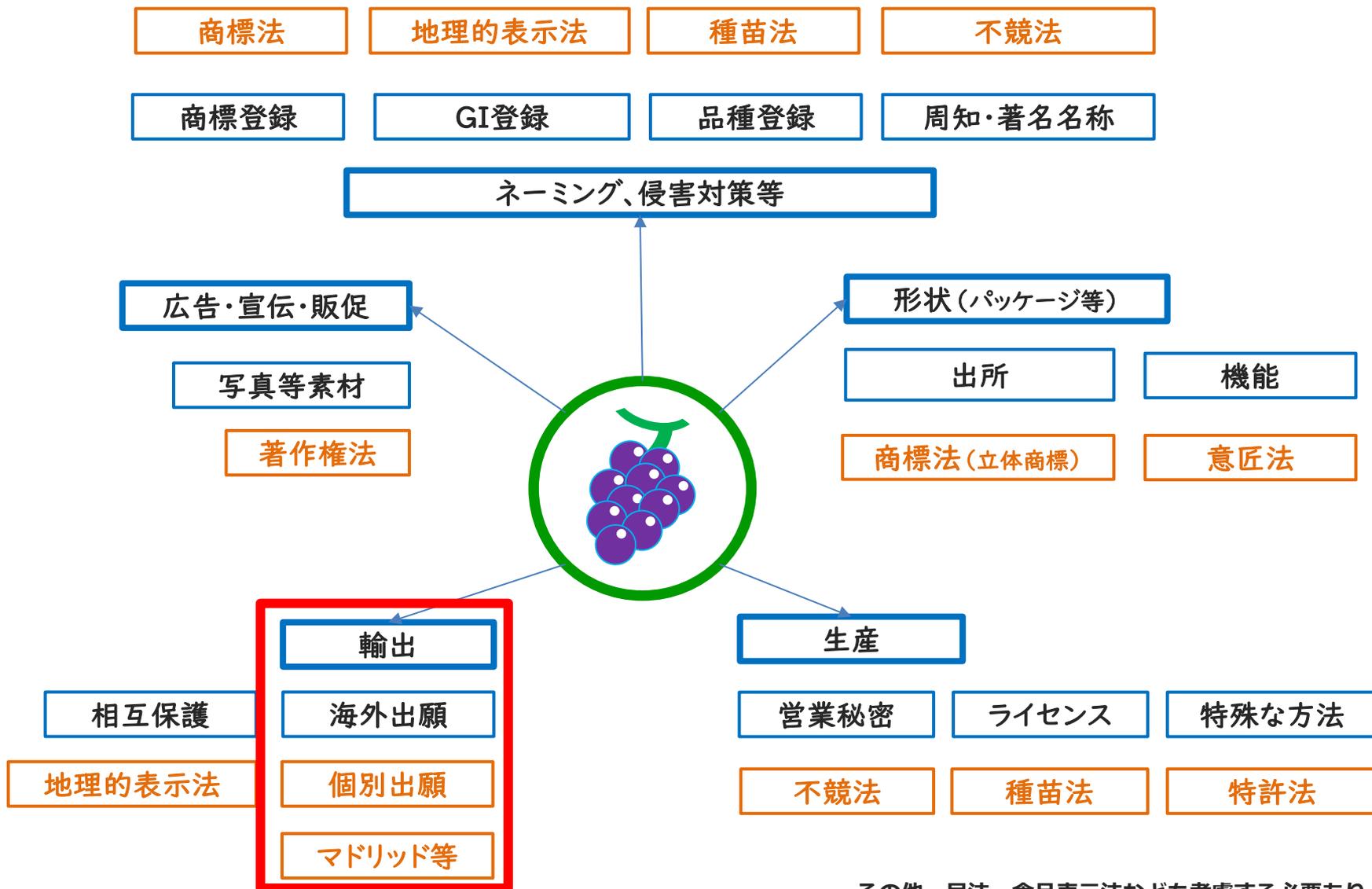


- **発明**とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」（特許法第2条第1項）



「理工系学生向けの知的財産権制度講座のための講義用資料」「特許制度概要(1)」（特許庁）から引用

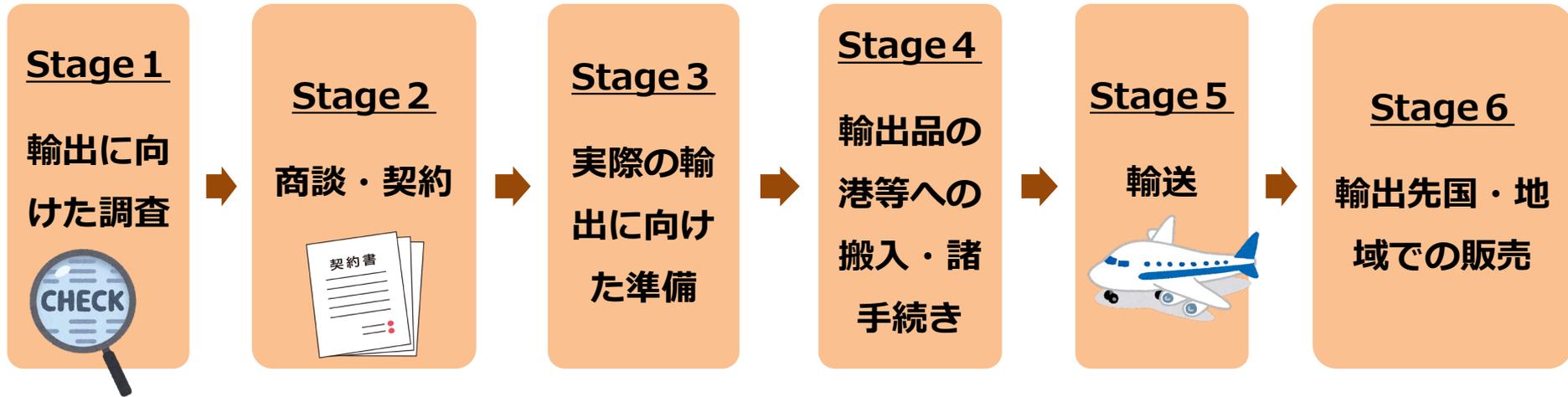
# 農産物に関する知財概観



その他、民法、食品表示法なども考慮する必要あり

# 輸出の流れと知的財産の関わり

○輸出の流れ (JETRO HPから引用)



## 知的財産を気を付けておかないとこんなことに・・・！

- ・輸出をしていたら、知らない間に第三者が商品名や商品のロゴマークを権利化していて販売できなくなってしまった・・・
- ・商談会で自社の独自技術を紹介したら、権利化できなくなってしまった・・・
- ・輸出をしていたら、模倣品に市場を独占されていて、価格競争に勝てない・・・

気を付けないといけないのは分かったけど、気を付けるタイミングはいつ？



# 輸出の流れと知的財産の関わり

○輸出の流れ (JETRO HPから引用)

## Stage 1

輸出に向けた調査



## Stage 2

商談・契約



## Stage 3

実際の輸出に向けた準備

## Stage 4

輸出品の港等への搬入・諸手続き

## Stage 5

輸送



## Stage 6

輸出先国・地域での販売

### (1) 商標調査

- ・輸出先国で自社のブランド名やロゴが既に登録されていませんか？
- ・自社のブランド名が第三者の登録商標と同一・類似ではありませんか？  
(第三者の権利を侵害していませんか？)

### (2) 品種登録の確認

- ・無断流出した種苗が輸出先で品種登録されていませんか？

### (3) 特許調査

- ・栽培方法の発明等 輸出先で出願登録されていませんか？

### (4) 知的財産権の取得

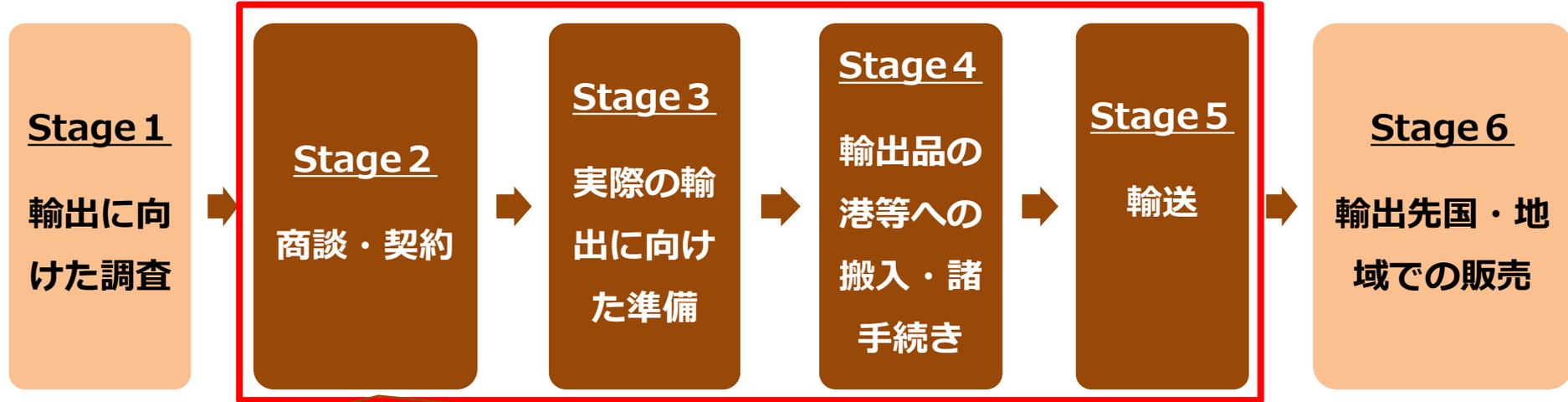
- ・必要な知的財産権を取得しましょう。

**このタイミング  
がベスト！**

輸出に向けた調査のなかに  
「自社の知的財産の状況把握」と  
「他社の知的財産権の取得状況」  
を加えませんか？

# 輸出の流れと知的財産の関わり

○輸出の流れ（JETRO HPから引用）



## この段階で注意していただきたいポイント

商談会で自社独自の技術をお話していませんか？

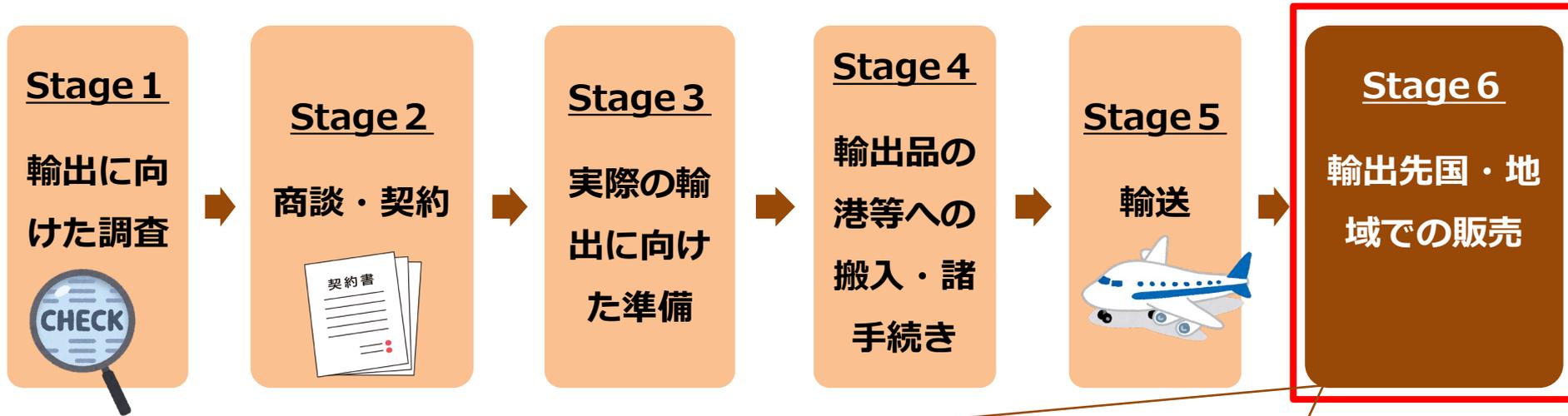
→第三者にマネされたくない技術は事前にしっかり守りましょう！

契約の際にも自社の「知的財産」を意識！

→海外のパートナーとも協力しながら自社の知財保護に繋げましょう！

# 輸出の流れと知的財産の関わり

○輸出の流れ（JETRO HPから引用）



## 輸出してから気付くのでは損失も大きい！

模倣品に市場が独占されたり、対策を講じる場合にも訴訟費用がかかってしまう・・・  
→“輸出をする前に”「知的財産」の状況を把握して適切に対応しましょう！

## 輸出してしまっても、あきらめないで！

気づいたときから対策をしよう！ 放置せずに、まずは専門家に相談から。

# 出願参考費用

近年、中華圏（中国、香港、台湾） + 東南アジアで商標出願を検討される企業が多い。

## 個別出願

(参考)

中国 : 約2,300元

東南アジア : 1,000～2,000USD

香港 : 約1,000USD

台湾 : 1,300～1,400USD

※上記は1商標1区分の出願と登録にかかる合計費用になります。

※事前調査、商標の異議申立、無効審判、拒絶査定不服審判などについては、別途費用が発生いたします。

## マドプロ出願

(参考)

1国

10万円程度～

※国数によって加算。

出典：農林水産物・食品の海外模倣品対策オンラインセミナー（IP FORWARD）

# 農林水産分野における 知財の活用事例

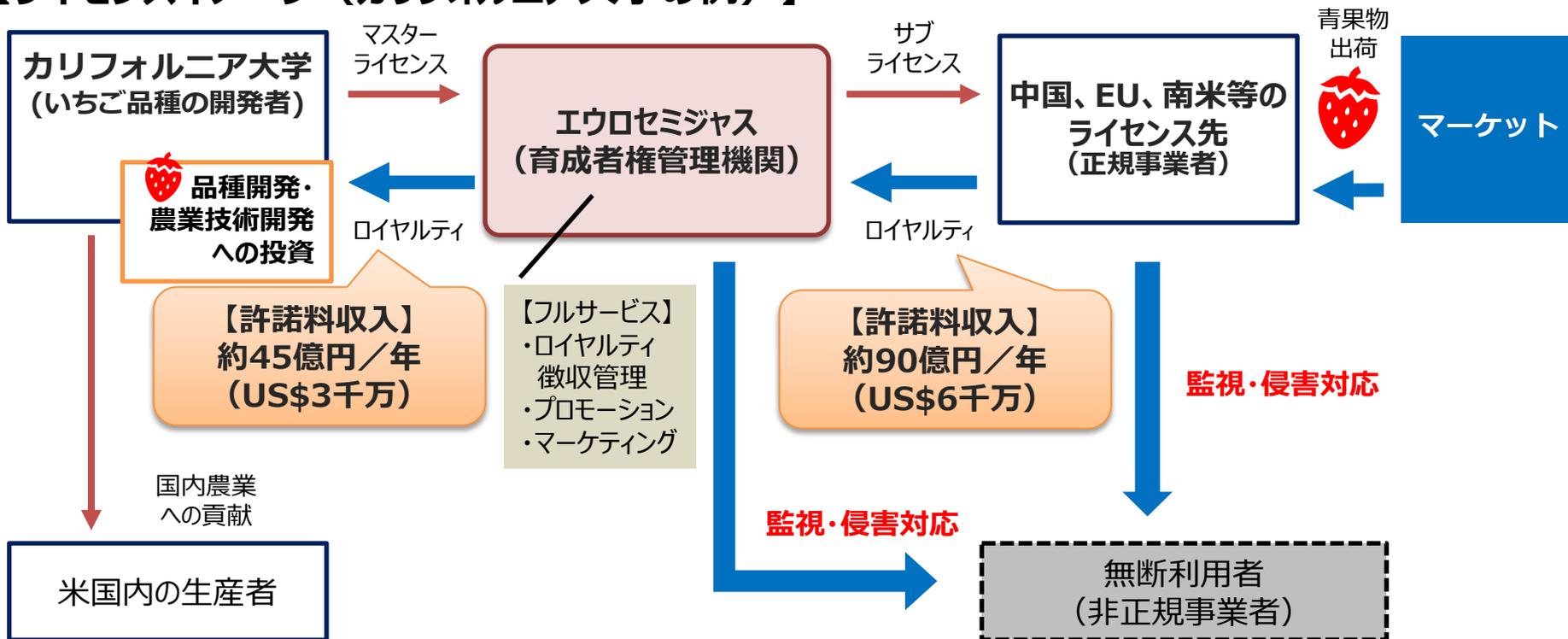


# 海外の類似ビジネスモデル -カリフォルニア大学-

- 海外ではライセンス生産が定着。ライセンス先に侵害を監視させることで無断栽培を実効的に防止しつつ、ロイヤルティを回収。
- カリフォルニア大学では育成者権管理機関を通じて24の国と地域にライセンス生産を許諾し、年間90億円のロイヤルティ収入を確保。
- 我が国も、輸送条件や検疫条件等により輸出が困難な国では、相応の規模のライセンス生産を目指しロイヤルティの確保を狙う。

※金額は聞取り

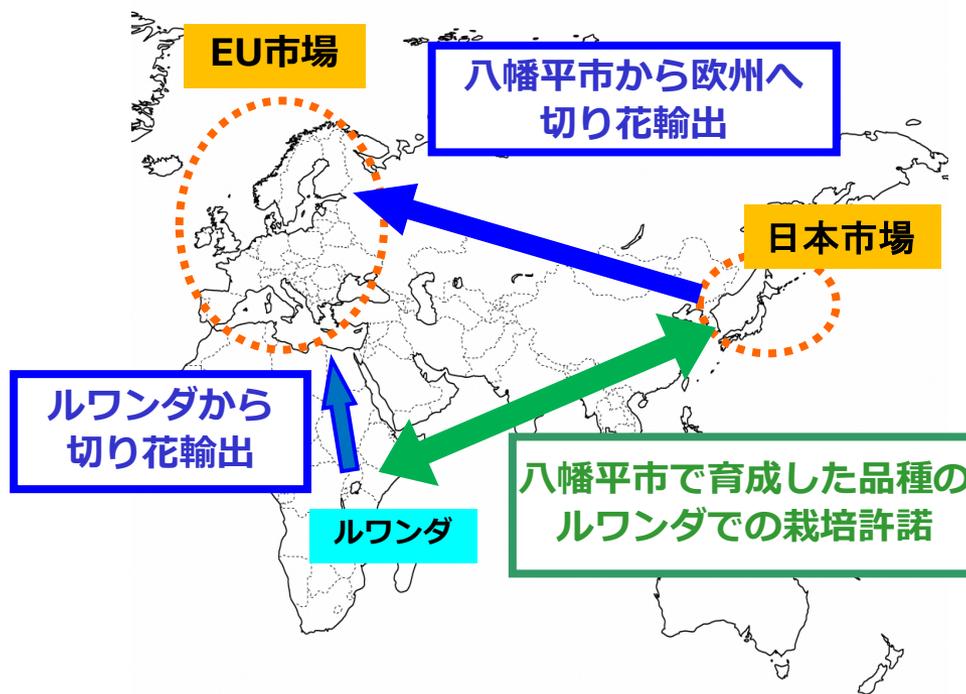
## 【ライセンスイメージ（カリフォルニア大学の例）】



# ライセンス契約によりロイヤリティ収入を得ている国内事例

- ・岩手県八幡平市がりんどうの新品種を開発し、国内外で知的財産権（育成者権、商標権）を取得、「安代りんどう」をブランド化。
- ・現地の生産者と栽培許諾契約を結び、種・苗の供給、栽培指導を行うほか、ロイヤリティを回収し、新品種育成資金を確保。
- ・2019年から、ルワンダで商業栽培を開始し、EU市場へ出荷。

ルワンダで生産されている  
「安代の輝き」



# 參考資料



# 模倣品被害の対策や予防策の無料相談しています！



農林水産物・食品の

## 海外模倣品流通・冒認出願

### 無料相談のご案内

農林水産物・食品の海外での模倣品流通や、第三者による冒認出願などについて、個別相談から調査に加えて具体的な助言や対策の提案まで、弁護士、弁理士、模倣対策コンサルタント等の専門家が対応します

#### ● ご相談の流れ ●

- 1 初回相談
- 2 調査
- 3 コンサルティング

#### ● 対象 ●

農林水産物・食品の輸出に取り組む、又は輸出する意向のある事業者や団体、自治体等  
現時点で輸出に取組まれていなくても、お気軽にご相談ください

#### ● 支援内容 ●

こんなお困りごとありませんか？

#### 海外侵害対策

模倣品・ブランド盗用を発見した  
海外で勝手に商標登録出願された

#### 海外侵害予防対策

自社商品や産品を模倣されない心配  
自社製品を海外展開したいが、注意点がわからない

輸出国・輸出予定国での商標調査(登録の可否)や模倣品に関する見解調査も  
行うことができますので、この機会に是非お申し込みを！

#### ● 募集期間 ●

2024年12月までの実施を予定(変更の可能性あり)

詳細は裏面をご確認ください

令和5年度輸出環境整備緊急対策委託事業

第2期  
募集の  
お知らせ

対象：輸出に現在取組む方  
輸出にこれから取組予定の方

こんなお困りごとにも対応しています

Q 輸出の拡大に向けて、世界で商標出願を検討しているが、何をしたらよいかわからない。

→想定される国での商標出願の費用感の比較、注意点についてのアドバイスします！

Q 海外のECサイト上で模倣品が流通しているようである。

→当該国の主要ECサイトでの模倣品流通簡易調査、その後の削除の手続等についてアドバイスします！



## 海外品種登録出願のための経費支援の公募について

令和6年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業について、下記のとおり海外における品種登録出願経費支援の公募を行います。

<https://www.jataff.or.jp/project/hinsyu/keihi/index.html>



## 3 支援対象となる品種登録出願の要件

支援対象となる品種登録出願は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 我が国において育成され、品種登録出願されたものであること（海外出願と同時出願の場合は、令和7年2月までに申請することが確実であること）。
- (2) 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となっている品種であり、かつ出願先国が規定する未譲渡性の要件を満たしていること。
- (3) 海外において当該品種の品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。

## 4 補助率及び補助対象となる経費

補助率は、

- ・我が国農産物の輸出強化のため重要な品種の場合は定額  
(例：果樹、いちご、かんしょ、切り花用の花き、茶、コメ)
- ・それ以外の場合は1 / 2以内  
(例：野菜類（いちご・かんしょ以外）、コメを除く穀類、きのこ類等)

とし、海外品種登録出願に係る対象となる経費は、次のとおりとします。

※ 補助対象となる品種及び補助率については、お問い合わせ下さい。

- (1) 国内経費： 出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他これら出願に付帯する費用
- (2) 国外経費： 出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

<https://www.jataff.or.jp/project/hinsyu/keihi/index.html>



## 海外展開に向けた権利化支援

### 海外権利化支援事業（全国からの公募）



全国の中小企業、小規模企業、スタートアップ、大学等が利用できる制度です。外国出願費用（特許、実用新案、意匠、商標）、審査請求、中間応答費用の一部を助成します。

[【出願】にかかる費用補助](#)

[【審査請求】にかかる費用補助](#)

[【中間応答】にかかる費用補助](#)

### 海外出願支援事業（地域ごとの公募）



東京都、沖縄県以外の中小企業等（個人事業主含む）が利用できる制度です。外国出願費用の一部を助成します。

[海外出願支援事業](#)

### 模倣品対策費用を補助



海外での模倣品でお困りの方、模倣品被害調査・行政摘発にかかる費用の2/3を補助します。

[中小企業等海外侵害対策支援事業](#)

### 海外での係争費用を補助



進出先現地企業から権利侵害を指摘された、冒認商標出願をされてしまったなど海外での知財係争対応にかかる費用の2/3を補助します。

[中小企業等海外侵害対策支援事業](#)

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>



### 知財保険の掛金を補助



海外で知財訴訟を提起された場合の訴訟費用を補償する保険の掛け金の1/2を補助します。

[海外知財訴訟費用保険 加入受付中!](#)

### 海外法務支援



海外企業との各種契約について、無料で契約書作成支援を行います。

[知財総合支援窓口 \(外部サイトへリンク\)](#)

### 新興国等における海外知財情報の提供



新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供しています。

[新興国等知財情報データベース \(外部サイトへリンク\)](#)

### PCT国際出願にかかる手数料の負担を減らせます



要件を満たせば、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料が1/3になります。また、国際出願手数料、取扱手数料についても、実質的に1/3になります。

PCT国際出願にかかる手数料の軽減制度  
[PCT国際出願にかかる手数料の交付金制度](#)

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>

# マドプロ出願



## 個別出願

各国別に出願する。

## マドプロ出願

その国の特許庁（日本の場合は特許庁）を通じて複数の国の商標登録出願を一括で行う。

マドプロ出願のメリットは、一つの言語（日本の場合は英語）で一括して処理・管理でき、各国代理人を経由しないので、経費削減になる。

デメリットは、基礎となる商標が拒絶されたり無効になったりした場合、国際登録された商標も取り消されるという不安定さ（セントラルアタック）、マドプロ非加盟国（台湾、香港、ミャンマーなど）では使えない等がある。また、指定国が少ない場合は、手間や費用面のメリットもあまりない。

**出願する対象国、数、商標の登録可能性等を考慮して、個別出願とするかマドプロ出願とするかを定めるべき！**

出典：農林水産物・食品の海外模倣品対策オンラインセミナー（IP FORWARD）

# さらに学びたい方へ



- ◆ 次世代の人たちに読んで欲しい  
農業分野の知的財産保護・活用のためのテキスト



- ◆ 改正種苗法について



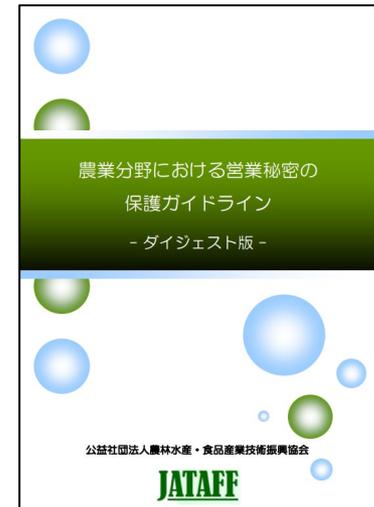
- ◆ 地理的表示（GI）保護制度について



- ◆ 農業分野における営業秘密の保護ガイドライン



- ◆ 農業分野におけるAI・データ契約ガイドライン



# さらに学びたい方へ



## 知財初級者のための農業知財基礎セミナー（2月28日まで開講中）

### 開催方法

- 1科目 約30分の密度の濃い集中講義
- 大学、弁護士・弁理士、企業の農業知財の専門家が農業での事例を多数取り上げ解説！
- 開催期間：2024年12月1日～2025年2月28日
- Eラーニングシステムを使用したオンライン学習
- カリキュラム修了者には、修了書を発行

### 基礎セミナー科目

事業の段階	セミナー科目 ～身につけられるスキル
全体	1. 農業事業での知的財産の重要性 ～生活の身近なものから農業全般までの知財を学べる
流通・販売	2. 農産品の流通、販売での関わり ～自らの強みを知り、高付加価値化の手法が分かる
生産	3. 農産品の生産において ～生産性向上、ブランド化に関わる知財を学べる
開発	4. 農産品の開発にむけて ～開発段階から守るべきモノが分かる
共同	5. 事業の拡大に向けた取組I ～契約を知り、実務に活かせる
委託・許諾	6. 事業の拡大に向けた取組II ～知財ミックス、ライセンス、オープンクローズで知財を活かせる
輸出	7. 輸出に向けた取組 ～全体像、準備から実行までやるべきことが分かる
全体	8. 知財を活用した事業計画 ～戦略の必要性を知り、打ち手として活用できる
	9. ノウハウを保護するために ～「ノウハウとは」から保護の手法を学べる
	10. 侵害を受けたら ～侵害を知り、取るべき行動が分かる

# さらに学びたい方へ



## 知財初級者のための農業知財基礎セミナー（2月28日まで開講中）

### 対象者

- 地方公共団体知財担当
- 普及指導員
- JA担当者
- GI登録団体担当者
- 輸出事業者
- 大学等学生 など

※対象人材ごとに推奨カリキュラムが異なります。

### こんな方におすすめ！

- 知財は難しいイメージなので、日常や業務とどう関わるのか知りたい
- 普段あまり時間が取れないので、効率よく学びたい
- 知財初級者だが、組織内外の関係者に知財活動を推進したい
- 新規着任等で知財経験が浅く分かりやすく学びたい

<https://www.jataff.or.jp/applyform-pvp/seminar-movie.html>

またはQRコードからお申し込みください。

お問い合わせは  
こちらへ

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）  
イノベーション事業部 ☎ 03-3509-1161

